【しまねっ子すくすくプラン評価】(基本理念 I:子育て・子どもの育ちをみんなで支える地域づくり) (計画期間:令和2~6年度)

資料3-2

実施主体等 しまねっ子すくすくプラン(R2~6)における施策概要 現行プラン(R2~6)中の実施状況等 目的を達成するた 事業概要 実施 基本 基本 事業実施状況(具体的に記入) 事業評価(成果等) 県担当課 事業 現状における課題・問題点等 理念 施策 めの主要事業 (〇:具体的な事業名) 主体 No. 企業、市町村と県の行政が一体となり、子育て家庭に交付されるしまね子育 こっころパスポートについては従来のプラスチックカード て応援パスポート「Coccolo」(こっころ)を象徴的事業として、子育てを社会全 に加え、令和3年度からスマートフォン等でもパスポート アプリの導入により、1世帯3枚(プラスチックカード1 令和5年度末時点でのアプリ利用世帯数は、県内の子 に加え、令和3年度からスマートフォン等でもパスポートが保有できることになり、 育て世帯(18歳未満の児童のいる世帯)の約3割にと 県 利用者にとって利便性と携帯性が向上している。 ◇全県的広報・啓発 子ども・子育 1 1 の充実 て支援課 Oしまね子育て応援パスポート事業(こっころ事業) 地域の特性、子育て中の家庭の多様なニーズに対応し、地域住民や民間団 体、企業など様々な主体が参画した創意工夫による子育て支援を市町村と ◇地域の創意工夫に 地域の子育て支援事業の充実を図るため、国の補助 連携して提供することで、子育て家庭の不安感や負担感、孤立感の解消を図 市町村の事業実施見込額に対し十分な県予算が確保 子ども・子育 2 よる子育て支援の |の対象とならない保育事業や保育ニーズに対応した子|保育や子育て支援に関する市町村の取組に助成した。 市町村 て支援課 るとともに、子どもの健やかな成長を支援します。 できていない。 充実 育て支援事業に対する助成。 民間 Oしまねすくすく子育て支援事業 こっころ隊講師登録派遣事業について、予算に限りが ある中、同一の個人・団体等への講師派遣回数を3回 頼を断らざるを得ない団体等があったが、これが解消 から1回とすることで、これまで以上に多くの団体等へ された。 登録を解除したい」などの意見があった。 登録を解除したい」などの意見があった。 子育て支援活動の活性化のため、応援講師を派遣し、子育て支援に取り組 民間の子育て支援 む民間団体の活動を促進します。 子ども・子育 2 2 活動の促進 て支援課 〇みんなで子育て応援隊事業 子どもの健全育成等に取り組むNPO・ボランティア活動を推進し、地域におけ 、まね社会貢献基金寄附者設定テーマ事業において |県民等からの寄附をNPO活動の推進につなぐしまね|子どもの健全育成に取り組む24団体に補助金を交付|R4からのクラウドファンディング事業の本格実施以降 る自主的・主体的な子育て支援活動の活性化を図ります。 団体希望寄附(クラウドファンディング含む)が増加して し、事業実施を支援した。 ◇NPO・ボラン 環境生活総 2 3 〇団体活動支援事業 |NPO法人等の運営に携わる者等を対象とした、法律、|セミナー、専門相談においては、団体の組織基盤の強|いる一方、テーマ希望寄附が減少しており、子どもの健|県 ティア活動の促進 務課 会計、労務管理等のセミナーや、法人のガバナンス向化を行い、地域の中で持続した活動が行えるよう支援と育成に取り組む団体への支援に影響が出る可能性 〇寄附者設定テーマ事業 上を目的とした研修、専門相談などの実施。 ONPO実務者研修 がある。 〇専門相談 島根県老人クラブ等事業実施要綱に基づいて活動を行う市町村老人クラブ 昨今の地域住民のつながりの希薄化等により老人クラ 世代間の協働による地域づくりを推進する各市町村老児童の登下校時の見守り活動などのボランティア活動プの会員数が減少してきており、地域活動を担う有効 連合会に対し、その活動費を補助します。 高齢者福祉 |建合会に対し、ての治動員で抽動しよう。 |高齢者世代や小中高大学生などの異年代、異校種の子ども同士の交流活動|人クラブ連合会の活動に対して、補助等の支援を行っ||光里の金下校時の兄可り治動などの世代間交流に積極的に取り組まれ|な社会資源である老人クラブの会員増強に向けた官民 や保育所などで行う在宅の子育て家庭を対象にした交流活動等を促進しまた。 2 4 ◇世代間交流の促進 体となった活動の推進が必要である。 しまねすくすく子育て支援事業にて、15市町村の取組 世代間交流に関する市町村の取組に助成した。 子ども・子育 基準額が低いため十分な支援とならないケースがあ 〇市町村老人クラブ連合会助成事業 を助成。 て支援課 〇しまねすくすく子育て支援事業(子育て講座·地域交流活動事業) 島根県老人クラブ等事業実施要綱に基づいて活動を行う市町村老人クラブ 昨今の地域住民のつながりの希薄化等により老人クラ 世代間の協働による地域づくりを推進する各市町村老児童の登下校時の見守り活動などのボランティア活動プの会員数が減少してきており、地域活動を担う有効 連合会に対し、その活動費を補助します。 |連合会に対し、その治動員を抽動します。
|高齢者世代や小中高大学生などの異年代、異校種の子ども同士の交流活動 | 人クラブ連合会の活動に対して、補助等の支援を行っ | 児里の豆下校時の兄可で治動などの世代間交流に積極的に取り組まれ | な社会資源である老人クラブの会員増強に向けた官民 高齢者福祉 や保育所などで行う在宅の子育て家庭を対象にした交流活動等を促進しまた。 市町村 4 ◇世代間交流の促進 2 -体となった活動の推進が必要である。 子ども・子育 しまねすくすく子育て支援事業にて、16市町村の取組 世代間交流に関する市町村の取組に助成した。 基準額が低いため十分な支援とならないケースがあ て支援課 を助成。 〇市町村老人クラブ連合会助成事業 〇しまねすくすく子育て支援事業(子育て講座·地域交流活動事業)

1

			l	しまねっ子すく	すくプラン(R2~6)における施策概要		現行プラン(R2~6)中の実施状況等		実旅	主体等
基本理念	基本施策	施策		的を達成するた めの主要事業	事業概要 (〇:具体的な事業名)	事業実施状況(具体的に記入)	事業評価(成果等)	現状における課題・問題点等	実施主体	県担当課
п	2	1	事業 1 *	が児教育総合推進 業 日プラン事業名 幼児教育の充実	幼児期の教育・保育全体の質の向上のため、県、市町村、幼児教育施設及び小学校、保護者、地域が連携を図り、質の向上のための体制構築や研修等の開催を実施する。 ①幼児教育施設と保育者、市町村への直接指導・助言・専任の指導主事等による幼児教育施設等への指導・助言・専任の指導主事等の専門的知見習得のための研修参加②幼児教育施設と保育者・市町村への専門的研修・県主催研修会と市町村研修会等の支援・事例指定研修事業による指導・支援 ③ 保護者、幼児教育関係者(小学校教諭を含む)への幼児教育に係る理解促進・「島根県幼児教育振興プログラム」を策定し、それを活用した研修・保護者、幼児教育施設及び小学校の保育者、教職員向けに幼児教育の必要性について周知	教育力の向上を図るため、健康福祉部と教育委員会が連携協働し、幼児教育センターを設置し、平成30年4月から業務を開始した。 【~令和5年度】 松江・益田教育事務所に指導主事・幼児教育アドバイザーを配置し、県内の幼児教育施設への訪問指導等を行い、園内研修等の支援を行った。	令和5年度は、各市町村の幼小連携・接続の推進を主眼として支援を行った結果、推進意欲の高まりが見られた。 幼児教育に関わる研修について、集合研修に多数の参加があり、研修への満足度も高かった。また訪問指導についても多数の要請があった。(R5訪問実績304件)	ある。令和6年度、19市町村中14市町で市町村幼児教育アドバイザーが配置され、格差是正の取組が進みつつある。しかし、未配置の町村もある。これらの町村に対しては、県の幼児教育コーディネーターを中心として、幼児教育の質の向上支援が必要である。 県内の幼小連携・接続の機運が高まりつつあるが、動き出しに至らない市町村がある。また、連携はできてい	県	教育指導課
п	2	2	1 * II	基礎学力の育成 旧プラン事業名 学力(学ぶ力・学 ご力)の育成	○基礎学力の定着及び向上を図るための授業の改善生きて働く知識・技術を身に付け、それらを活用して課題解決を図る思考力・判断力・表現力等を高めるとともに、主体的に学び、向上しようとする学びに向かう力・人間性等を高める授業の工夫・改善を推進します。 ○教員の指導力の向上のための指導・研修の充実指導・研修が学校教育の一層の充実につながるよう、教育センター等における研修や学校訪問指導を充実します。 ○家庭学習の充実に向けた取り組みの推進家庭の必要性やあり方について家庭に対して積極的に情報提供するとともに、家庭学習の充実につながる授業改善を推進します。	(令和3年度~令和6年度)を具体的に推進するしまねの学力育成プロジェクトに5市が取り組んだ。研究校における公開授業、研究発表等を実施した。また、全市町村の学力育成の取組について、学力育成会議、学力育成実務者会議で情報共有をした。全国学力調査の結果分析をとおして、各学校での組織方各市町村教育委員会業が参加する学力育成会教育長及び担当指導主事等が参加する学力育成会教育の意見交換や学力育成に係る指導主事・社会教育の意見交換や学力育成に係る指導主事・社会教育に高いた。また、教育情報紙に「調査の結果分析」「今後の取組」を記載した。新任者に対して「家庭学習とつながる授業づくり」について、教育情報紙で家庭や地域に情報発信した。	・全国学力・学習状況調査及び県学力調査結果を踏まえた「授業チェックリスト」「各教科等の指導の重点」の作成・配付。 ・授業における効果的なICT活用の好事例の収集・DV Dの作成。 「家庭学習の充実」について ・家庭学習の意義について、家庭学習とつながる授業について教育情報紙で発信。 ・家庭学習の内容を見通した授業づくり・ICTを活用した家庭学習の好事例の収集・発信 「地域に関わる学習の充実」について ・総合的な学習(探究)の時間ガイドブックの配付。オン	つないだりするために、つまずきの発見を、学年を越えて、学校全体で取り組み、各学校における授業の課題を見出し、授業改善を行う必要がある。 ・島根県は家庭学習の時間が少なく、特に中学校では家庭学習につながる授業をどのようにつくるのか引き続き研究し、その実践を各学校に普及していく必要がある。 保護者が、放課後児童クラブでの活動において今後充実させてほしい活動内容の上位に学習当時間をおれている。県内クラブの多くが、宿題等の学習時間を設けているものの、落ち着いて学習の見守りなどが十分に行える体制にないクラブもある。	県	教育指導課

				しまねっ子すく	すくプラン(R2~6)における施策概要		現行プラン(R2~6)中の実施状況等		実旅	直主体等
基本理念	基本施策	施策	主要 事業 No.	目的を達成するための主要事業	事業概要 (〇:具体的な事業名)	事業実施状況(具体的に記入)	事業評価(成果等)	現状における課題・問題点等	実施主体	県担当課
п	2	2	2	支援体制の充実 (小・中学校)	小・中学校全ての学年に国の学級編制の標準を超えて少人数学級編制を実施したり、学校現場の複雑化・困難化する課題に対して、課題解決対応のための教員加配を行ったりすることにより、学校の実情に応じたきめ細かな指導・支援体制の充実を図ります。 〇少人数学級編制、課題解決対応のための教員加配(仮称)	加配を行う。また、少人数学級編制代替支援事業を実施した際は、常勤講師1名または非常勤講師2名を配置する。 [小学校第3~6学年、中学校第2·3学年] 36人以上学級の小学校3~6年生 ※令和7年度国制度改正までの段階的措置 39人以上学級の中学校2·3年生	・児童生徒の交友関係が把握しやすくなり、児童同士、 生徒同士の人間関係づくりに役立てることができた。 ・学習面で個に応じた支援が行いやすく、基礎・基本の 習得も進み学習意欲の向上を図ることができた。	・少人数だからこそできている一人一人に応じたきめ細かな見取りや指導について、多人数であってもできるようにノウハウを構築・展開していくことが必要である。 【課題解決・制度改正対応のための加配】 ・措置数以上に配置を希望する学校がある。		学校企画課
п	2	2	3	◇ふるさと教育の推 進		中学校の全ての学年・学級で年間35時間以上の「ふるさと教育」が実施された。	各校で特色ある「ふるさと教育」が実施された。	 小学校と中学校が双方の学習内容を理解しないまま、	県	社会教育課
п	2	2	4	◇道徳教育の充実	研修等により、教育活動全体を通じて行う道徳教育、道徳科の授業実践、校内研修の充実を図ります。 また、島根県版道徳教育郷土資料「しまねの道徳」により、島根県の教育資	を図るとともに、島根県の教育資源を生かした道徳教育の推進を図った。 道徳の教科化に伴い、各校で充実した実践が行われ	ねらいとする道徳的価値について、児童生徒にとって 身近な題材を取り上げ、ふるさとへの愛着を深め、誇り をもち、道徳的実践意欲を高める児童生徒の育成につ ながっている。 〈研修・学校訪問に係る成果の概要〉 「特別の教科道徳」の理解がより深まり、各学校におけ る実際の実践や、個々の教員の資質の向上、専門性 の高まりにつながっている。	 <小中学校全校訪問に係る課題・問題点> 県内の優れた実践を広く県内に普及するとともに、各		教育指導課
П	2	2	5	◇青少年文化活動の 推進	子どもたちの「豊かな心」を育むため、多様かつ優れた文化芸術に親しむ機会の確保や地域社会と連携した文化活動の推進を図ります。 〇文化庁等と連携した芸術鑑賞機会の提供	芸術の鑑賞及び体験の機会を提供した。 専門的な指導者がいない中学校・高等学校等の文化	中学校及び高等学校等における文化部活動に対し外部指導者の派遣経費を支援することにより、指導者の確保、部活動の維持、活動水準の向上を図ることがで	化、専門的な指導者の不足等による児童・生徒への実 技指導が困難な部活動の増加に伴う外部指導者派遣 の要望数の増加により、要望に十分に応じる予算の確	県	教育指導課社会教育課

			しまねっ子すく	(すくプラン(R2~6)における施策概要		現行プラン(R2~6)中の実施状況等		実於	拖主体等
基本理念	基本施策	主要 施策 事業 No.		事業概要 (〇:具体的な事業名)	事業実施状況(具体的に記入)	事業評価(成果等)	現状における課題・問題点等	実施主体	県担当課
п	2	2 6		子どもたちが生涯にわたり健康的な生活を送ることができるように、睡眠の重要性やメディアとの適切な接し方など、望ましい生活習慣の形成に取り組みます。また、教職員が専門的知見を取得するとともに、健康教育に関する指導力及びコーディネーターとしての質を高め、新たな健康課題へも対応ができるよう、教員研修を行います。また、学校・家庭・地域の関係機関等が緊密に連携し、児童生徒の心身の健康問題に対応するために、学校保健委員会等の組織作りを推進し、学校保健活動の充実を図ります。 ○専門家、専門医による指導事業 ○健康教育(学校保健)研修、養護教諭研修 ○学校保健委員会活動の支援	めることを目的とした、養護教諭研修、健康教育(学校保健)を以下の内容で行った。 ・感染症に関することについて ・メディアに関することについて ・アレルギー対応について ・健康診断について ・がん教育について ・性に関する指導について	速に対応できる力を養うことができた。それにより、子 どもたちが自らの健康課題の克服に努めた。	年、学校保健計画を策定している。その策定の手引となる「学校保健計画策定の手引~しまねっ子元気プラン~」を作成し、6つ課題にしぼり、各校が取り組みやすいように課題や方向性、目標値などを定めている。 ・心の健康問題への対応	県	保健体育課
п	2	② 7	ポーツ・レクリエーション活動の推進* 旧プラン事業名	体を動かす楽しさや心地よさを体験できるスポーツ・レクリエーション活動を通して、子どもたちの運動の習慣化を図ります。そのために、さまざまなスポーツ・レクリエーション活動を体験する機会の充実や指導者の派遣など、地域ぐるみで、環境づくりを推進していきます。 〇レクリエーションによる幼児期の体力づくり事業 〇運動好きな子どもを育てるための地域連携事業 〇ユニバーサルデザインでつくるスポ・レク推進事業	●H27~R元計画の事業名はⅡ-2-②「生涯スポーツの 推進」Ⅱ-2-②	参加者数も急激に増加しており、生涯スポーツの実施機運も高まりを見せている。 引き続き、広域センター事業として県体育協会に委託し業務を進めると共に、本課においても指導・助言を引き続き行っていく。	スポーツに取り組んでいる人の割合は、やや改善したが、依然として伸び悩んでいる。 総合型地域スポーツクラブを新規に設立する動きは少なく、既存のクラブでは、事務局体制や自主財源の確保等に苦慮するクラブが多くみられる。		スポーツ振興課
п	2	2 8	◇生徒指導体制の充 実強化 * 旧プラン事業名 は、生徒指導体制の 整備	いじめ、暴力行為、不登校等生徒指導上の諸課題に対し、未然防止や早期発見・早期対応の観点から、いじめの問題に対して関係する機関や団体と連携を図る会議の開催、不登校児童生徒等の社会的自立や学習支援のための教育支援センターへの運営支援、専門的知見をもった人材の活用など、関係機関と連携した取組を進めます。またアンケート調査を活用し親和的な学級集団をつくるなど、スピーの民場でではなぜが、また	て情報共有したりするなど、児童生徒の生徒指導上の 様々な課題に地域や関係機関と連携して取り組んだ。	課題に対する情報共有や早期対応が進みつつある。	生徒指導上の課題の要因も多様化・複雑化しており、 児童生徒に対する支援も個々の状況に応じた支援が 必要となってきている。一方で、対応する教員の負担も 増えている状況にある。	市町村県	教育指導課
П	2	2 9	◇未来を拓く県立学 校づくりの推進	生徒一人ひとりの夢の実現や創造性・個性を尊重する教育を重視し、学校や地域の特色を生かした自主的・創造的な教育活動に取り組むことで、島根らしい特色と魅力ある学校づくりを推進します。 〇教育魅力化人づくり推進事業	である「高校魅力化コンソーシアム」が全ての単立高校	性、探究性、社会性に関する項目でいずれも令和元年 度と比べて、肯定的な回答が増えている。 ・主体性 64.1%→69.8% ・協働性 74.9%→79.9% ・探究性 59.8%→70.9%	○高校と地域の協働体制 地域の実情に応じて、各学校の特色を活かしたコンソーシアムの活動となるよう支援をしていく必要がある。 ○探究学習 探究学習の取組を教科指導、進路指導につなげることについて学校全体の動きとしていく必要がある。	県	教育指導課

				しまねっ子すく	すくプラン(R2~6)における施策概要		現行プラン(R2~6)中の実施状況等		実加	拖主体等
基本理念	基本	施策	主要 事業 No.	目的を達成するための主要事業	事業概要 (〇:具体的な事業名)	事業実施状況(具体的に記入)	事業評価(成果等)	現状における課題・問題点等	実施主体	県担当課
п	2	2	10	◇教育相談体制の充 実	〇子どもと親の相談員配置事業 〇教育相談員配置事業	市町が設置している、学校復帰を含めた社会的自立への支援を行う教育支援センターに対して運営面で支援したり、民間団体や専門家など関係機関と取組について情報共有したりするなど、児童生徒の生徒指導上の様々な課題に地域や関係機関と連携して取り組んだ。県立学校2校および1市町村を2年間モデル指定し、学校だけでは解決が困難な貧困をはじめとする就学・修学上の課題を学校と社会福祉が連携することで解決を目指していくための成果と課題を整理し、その実証研究に取り組んだ。	課題に対する情報共有や早期対応が進みつつある。 SSW(スクールソーシャルワーカー)がケース会議等に 参加することでより具体的な助言が得られたり、スピー ディーな支援につなげたりすることができ、課題の解決 につながった。またSSWの役割の理解が進んだり、 SSWが家庭に直接支援に入ることなどにより教職員の 負担軽減につながった。	児童生徒に対する支援も個々の状況に応じた支援が必要となってきている。一方で、対応する教員の負担も増えている状況にある。 モデル事業の成果を今後どのように県内の学校に波及させていくかの検討と、SSWに県立学校と小中学校との制度上の違い等について理解を深めてもらったうえでの助言や支援をさらに進めていくことが必要である。	(中町村) 	教育指導課 人権同和教 育課
П	2	2	11	◇字校安全確保の推 進 	学校安全の現状と課題等について理解し、児童生徒の安全確保、学校の安全管理体制の充実、教職員の指導力やリーダーとしての資質向上のため、学校安全研修を実施します。また、防犯に関し、子どもの安全対応能力の向上を図るため、防犯訓練の実施や防犯教室の開催を推進します。 〇学校安全研修	児童生徒の安全確保のため、学校の安全担当職員等に、学校安全の現状と課題等について理解するための研修を実施した。 児童生徒及び教職員を対象とした不審者対応訓練を 実施した。	学校での学校安全に対する理解が促進でき、危機管理の意識が高まった。 児童生徒及び教職員の防犯意識の高揚が図れた。	災害や事件など学校安全に関する課題が多様化する中、研修内容も検討していく必要がある。 継続して実施していく必要がある。	県	教育指導課 生活安全企 画課
п	2	2	12	◇学校関係者評価の 推進	学校関係者評価の積極的な活用により、保護者や地域住民の信頼に応え地域に開かれた学校づくりを推進します。	PDCAサイクルに基づいた学校評価システムにおける 学校関係者評価を、全県立学校で実施した。	学校関係者評価により保護者、地域住民等と連携・協働が進み、地域との協働による各校のグランドデザインの実現に向っている。	特になし	県	学校企画課
п	2	3	1 ' 1	◇乳幼児期からの基本的な生活行動・生活習慣の定着	学校教育と社会教育との連携を図り、乳幼児期からの教育・養育環境を充実させ、規範意識やコミュニケーション能力を高め、基本的な生活行動や生活習慣を定着させます。 〇幼児教育総合推進事業(幼児期ふるまい定着事業)	「ふるまい」の定着を推進するため、「ふるまい推進指導員」を派遣し、研修や指導・助言を行った。	ぞれの実態に応じた活動が展開され、各地域での「ふるまい」への意識向上が図られた。 ふるまい推進指導員の派遣が進み、研修や指導・助言により、「ふるまい」の定着に対する気運を高めた。 幼児期における子どもへの関わりや保護者への啓発 の必要性が高まり、今年度はそのニーズに応える仕組 みにした。各団体から好評を得ている。	体験活動や集団宿泊体験をすれば「ふるまい」が身につくという活動が見受けられる。意図的に「ふるまい」の向上、定着をねらった取組が展開されるような支援及び働きかけが必要である。	<u>-</u>	教育指導課
п	2	3	2	◇家庭教育への支援 の推進 * 旧プラン事業名は、家庭教育への 援の充実、体験活動 の充実及び家庭への 意識啓発	地域において、保護者が安心して家庭教育を行えるよう、保護者や地域住民を対象とした子育てに関する学習機会の提供や、情報提供や相談対応による人間関係づくり、環境づくりなどを行う市町村の取組を支援します。	町村及び学校、公民館等関係機関に配布した。また、	どが主催し、親学ファシリテーターが中心となり、保護	徐々に回復傾向にあるが、コロナ禍も影響し、親学プログラム等を活用した研修会の回数が減少している。市町村によって親学プログラムを活用した研修会の回数に差がある。	ī	社会教育課
п	2	3	3	◇地域の教育力向上 への支援	幅広い地域住民等の参画により、学校・家庭・地域が連携・協働しながら、地域総がかりで子どもの成長を支え、地域を創生する活動を支援します。 〇結集!しまねの子育て協働プロジェクト事業(学校支援・放課後支援・外部人材を活用した教育支援・地域未来塾)	室等を活用して、地域の方々の参画を得ながら、地域のすべての子どもたちを対象に学習や様々な体験・交流活動を実施している。 ・結集!しまねの子育て協働プロジェクト事業に関わる人(地域学校協働推進員等、市町村担当者)を対象と	環境づくりを推進された。 現在、放課後子ども教室は、全19市町村135か所で 実施され、小学校区カバー率は69.9%。 ・地域の課題解決につながる学習活動が行われ、住民 自らが主体となった活動が展開された。 ・本事業についてのリーフレットを作成し、各市町村や 公民館等に配布し、事業の周知を図った。	・市町村の中で、地域と学校が連携・協働する仕組み づくりや事業間の一体的推進が十分でない地域があ る。		社会教育課

				しまねっ子すく	すくプラン(R2~6)における施策概要		現行プラン(R2~6)中の実施状況等		実施	拖主体等
基本理念	基本施策	施策	主要 事業 No.	目的を達成するための主要事業	事業概要 (〇:具体的な事業名)	事業実施状況(具体的に記入)	事業評価(成果等)	現状における課題・問題点等	実施主体	県担当課
п	2	3	4	◇子ども読書活動の	図書館や学校などの関係機関やボランティアサークル等と連携・協力しながら、子どもへの読書の普及・啓発や家庭・地域における親子読書の普及・啓発、子どもの読書に関わるボランティアなどの人材育成に取り組みます。 読書活動や授業等での学習活動において学校図書館を有効に活用し、子どもたちに読む力や情報を収集する力、様々な情報を自らの課題解決に向け取捨選択する力を育む取組を推進します。 読書活動を通じて、読書の楽しさを味わい、豊かな心と確かな学力を身に付けるために、乳幼児からの読書習慣の定着や、学校図書館を活用して児童生徒が調べ、考える学習を推進します。 ○学校図書館活用教育研究事業 ○県立高校図書館活用教育推進事業 ○学校司書等配置事業 (R3~ 学校司書等による学びのサポート事業) ○しまね子ども読書フェスティバル ○読みメンプロジェクト ○幼児・児童読書普及事業	協力し、毎年2~3地域で「しまね子ども読書フェスティバル」を開催した。 子ども読書ボランティアや親子読書アドバイザーを対象に研修会を県内各地で開催した。 県内全ての公立小中義務教育学校に学びのサポーター・学校司書等が配置されるよう市町村への財政的	なったともに、図書館を中心とした読書ボランティア・団体のネットワークが強化され、フェスティバル後も子ども読書活動の継続につながった。 研修会では、子ども読書ボランティア等がその場で能力を高めるだけでなく、読書ボランティア同士の交流や情報交換が進み、活動の充実や資質向上につながっている。 「人のいる図書館」の実現に向け、県内ほぼ全ての学校への学びのサポーター・学校司書等の配置を継続している。 学校図書館を活用した授業が増加した。	小中学校の読書習慣に関する数値目標の状況としては、小学校、中学校とも全国平均を下回る状況であり、学校における読書活動の充実や、就学前からの読書習慣の定着を図っていく必要がある。総合的な探究の時間など、学校図書館の活用は進んでいるが、司書教諭の兼務が多いことや、校内での学校図書館の役割の認識など自治体・学校によって差があり、学校図書館教育に関する理解促進が不可欠。また、学校のデジタル化への対応についても自治体・学校間で差がある。今後は、これまで積み重ねてきた学校図書館活用教育の成果と、ICT活用のベストミックスを図っていく必要がある。	県	教育指導課社会教育課
п	2	3	5	◇県の特色ある地域 資源の活用促進	全国に誇る島根固有の歴史・文化について、特色ある地域資源を活用した活動を通じて、子どもたちがふるさと島根を愛し、豊かな感性を育み、また親子のふれあいの時間をもてるよう、子どもや親子を対象とした講座や体験活動等を開催・支援します。 地域資源(自然、農耕地、神社、史跡など)を保育所や放課後児童クラブに開放し、子どもと地域住民との交流活動等を促進します。 〇心に残る文化財子ども塾	体験活動や遺跡見学等の出前授業を実施している。 古代体験活動は、金属鏡・和同開珎・はにわ・勾玉作りのほか、火起こし体験・古代食体験、実物大パネルをパズル形式で組み立てる大仏パネル等で古代への学びを深めることができる。	ついて学習し、実際の出土品を間近で見ることで興味 関心を高めることができた。 ・ 打合せの中で学校側の希望を聞き、ニーズに合わせた 体験活動を提案・実施することができた。 体験活動や遺跡見学を通して、実物を見て触れること で古代の人々の生活やもの作りの技術を身近に感じ、	子どもたちの郷土への愛着と誇りを醸成するため、地域の文化財に触れる機会が必要 基準額が低いため十分な支援とならないケースがある。	県	文化財課子ども・子育て支援課
п	2	3	6	◇体験活動の充実及 び家庭への意識啓発	青少年教育施設における体験プログラムの開発・普及等により、体験活動の 充実を図ります。	事業を実施し、体験活動の必要性、効果等を広報・啓 発した。	を生かしたプログラムを提供し、多くの家庭にそのよさや効果を伝えることができた。	(「親学プログラム」については 23 「家庭教育への支		社会教育課
п	2	4	1	* 旧プラン事業名は、青少年を健やかに育む意識の啓発	青少年がのびのびと健やかに育つよう、青少年育成に対する県民意識の高揚を図るとともに、市町村民会議や民間団体等と連携して、青少年の主体的な社会参画活動の充実、意見表明の場の設定等を通して、次世代を担う青少年の育成を図ります。 〇県民運動推進事業 ○広報啓発事業 ○児童福祉啓発事業	広報啓発を実施した。 ・青少年育成島根県民会議の事業を通し、社会全体で	生徒へのチラシ配布、新聞TV等による広報を行った。 ・青少年育成島根県民会議の事業として、少年の主張、青少年育成島根県民会議推進フォーラム(わかもの会議)、主体的な活動支援事業などを実施した。 ・青少年育成島根県民会議の会員・賛助会員は、R元	- 書小午育成阜規則民会議のしまニッコ!サポーター	県	青少年家庭課
п	2	4	2	│ │◇困難を有する子ど	社会生活を営むうえで困難を有する子ども・若者やその家族に対して、自立に向けた必要な支援を受けることができるようにします。様々な困難を有する子ども・若者に対して適切な自立支援活動が行われるよう、関係機関・団体との連携をより一層深めます 〇困難を有する子ども・若者支援事業	・子ども・若者総合相談センター設置市町村が居場所を提供したうえで居場所・社会体験・就労体験を段階的に支援する取組及び協力事業所の開拓・体験事業の取組強化を行うコーディネータ配置への補助を行った。・子ども・若者関係機関で構成する協議会を定期的に開催し、情報共有や連携を図った。	・子ども・若者自立支援総合推進事業活用市町 7市町(R2~R5のうちで1回以上活用した市町)	・子ども・若者総合相談センター・窓口を未設置の市町 村がある。	県	青少年家庭 課

				しまねっ子すく	すくプラン(R2~6)における施策概要		現行プラン(R2~6)中の実施状況等		実別	拖主体等
基本理念	基本施策	施策	主要 事業 No.	目的を達成するた めの主要事業	事業概要 (〇:具体的な事業名)	事業実施状況(具体的に記入)	事業評価(成果等)	現状における課題・問題点等	実施主体	県担当課
п	2	4	3	◇社会参加·参画活 動等の促進	 住みよい地域づくりに貢献している県内少年団体を表彰し、少年団体活動の	担う子ども達の成長を支え 地域を創生する活動のう	統文化の継承 新Lい地域文化の創造に客与した計6	県内各市町村、各団体からの推薦数が少ない。	県	社会教育課
п	2	4	4	◇在会参加活動寺の 促進	子どもたちが環境美化、生産体験などの活動や、柔道、剣道などのスポーツ活動を通して、人を思いやる心、感謝する心を育むとともに、社会におけるルールを身につけるため、少年補導委員等のボランティアを中心に地域社会が一体となって、子どもたちの社会参加活動、スポーツ参加活動を促進、支援します。	の地域交流活動の企画を行っている。 具体的には、花壇づくりなどの農業体験、JR駅周辺での環境美化活動、長縄跳びやモルックなどのスポーツ活動等を通じたふれあい活動を行っている。	地域交流活動に参加するほど、社会性が向上し、規範 意識の醸成につながった。 5	コロナ禍を経て生活環境の変化や、地域ボランティアの高齢化・減少に伴い、子どもたちが社会参加活動やスポーツ参加活動へ参加する機会が減少している。	県	少年女性対策課
п	2	4	5	◇青少年を取り巻く 地域環境浄化事業 * 旧プラン事業名 は、有害環境対策の 推進	青少年および青少年を取り巻く大人に対して、青少年の健全育成に向け適正な社会環境づくりをすすめます。また、青少年の健全育成に向け適正な社会環境を整備するため、島根県青少年の健全な育成に関する条例に基づき、図書類販売店や深夜営業店、携帯電話インターネット接続役務提供事業者などに対して立入調査を実施のうえ、助言指導など適切な措置を行います	図書類販売店や深夜営業店、携帯電話インターネット接続役務提供事業者などに対して立入調査を実施した。遵守していない店舗には、助言指導など必要な措置を行った。 ・青少年が適切にインターネットを利用できる環境の整	・7月の青少年の非行・被害防止強調月間を中心に、 効果的に広報啓発活動を実施できた。 【少年女性対策課】 ・・保護者、事業者に対し直接有用な情報を伝えることができた。	【青少年家庭課】 ・スマートフォンやSNSに起因し、犯罪に巻き込まれるケースが増えている。 【少年女性対策課】 ・例年、7月と11月を一斉立入月間として実施しているが、広く事業者に有害図書等への適切な取扱いの認識を促す必要があるため、月間以外においても随時立入調査を検討していく必要があると考えている。 ・フィルタリング等の重要性について、携帯電話事業者等のみでなく、家庭の理解をより一層深め、対策するよう啓発が必要である。	県	青课 教社 少策 定 課課対 会 課課対 策
п	2	4	6	◇非行防止対策の推 進	学校や教育委員会、警察などの関係機関が連携を強化し、各学校で行われる非行防止教室の開催を積極的に推進し、児童生徒の規範意識の醸成を図ります。また、非行に一度手を染めた少年を立ち直らせ、再び非行を起こさせないために、継続的な助言や、職業体験、学習支援等、非行少年の個別の事業に合わせた支援として、再非行防止事業を推進します。 〇非行防止教室 ○再非行防止事業	る。 また、警察署における立ち直り支援や、関係機関と連 携した再非行防止事業に取り組んでいる。	活動を図ることができた。	児童生徒の規範意識を醸成するためには、環境や問題の種類は多様化する一方で、限られた時間の中での啓発が必要であるため、対象に合わせた必要な事象の抽出や、多様な媒体を組み合わせ、広報啓発していくことが必要であると考えている。	:	少年女性対策課
п	3	1	1			小学校では家庭科、道徳科、特別活動において、中学校では社会科、技術・家庭科、道徳科、特別活動において、家庭で互いに協力することや、異性についての理解について学習している。	京ぶ尚羽北道西衛に片墨ははてもてもめ △ての尚	家族の在り方が多様化する中、個々の家族構成や家庭生活の状況の違いを踏まえ、家庭や児童生徒のプライバシーに配慮しながら学習を進めることに課題がある。	·	教育指導課
П	3	1	2	* 旧プラン事業名 は、助産師が行う「生 の楽習講座」	9 るにめ、助産師や専門講師による講座を開催します。 ○生の楽習講座	ライフプラン設計講座は年々希望する高校が減少しており、令和5年度は4回の開催にとどまった。一方、将来の結婚や子育てに必要となる資金や公的支援を学ぶための社会人向けセミナーを令和5年度から開始し、年間7回開催した。 保育園等の園児と保護者を対象とした「こっころバース	が年々減少している。社会人向けセミナーでは、毎回3 の名程度の参加があり、経済面での漠然とした不安の	対		子ども・子育て支援課

				しまねっ子すく	すくプラン(R2~6)における施策概要		現行プラン(R2~6)中の実施状況等		実施	恒主体等
基本理念	基本施策	施策	主要 事業 No.	目的を達成するための主要事業	事業概要 (〇:具体的な事業名)	事業実施状況(具体的に記入)	事業評価(成果等)	現状における課題・問題点等	実施 主体	県担当課
п	3	2	1	◇就職指導の充実	 対会 講話や企業目学により真校生の職業組や勤労組を育成するとともに	探究活動にも地元企業の協力をいただくことで、生徒の職業観や勤労観、社会参画への意欲を育んだ。	インターンシップ、企業見学、セミナーや交流会、企業と協働した探究学習等、学校の特色をいかした取組が増加している。多くの生徒が社会と関わり、社会性を身に付けることができた。あわせて教職員・生徒ともに地域の企業に対する理解も進み、効果的な就職支援につながった。	地域の企業と学校がより連携・協働し、地元で働く魅力 や企業理解を深める活動を進めて行く必要がある。		教育指導課
п	3	2	2	の実施	専門の技能習得を目指す若年求職者が技能者として必要な専門的知識を習得して就業に就くために、高等技術校において、若年者コースの各種職業訓練を実施します。 〇高等技術校における公共職業訓練(学卒者)	高等技術校において各種職業訓練を実施した。		産業界のニーズがある一方応募者が低調な訓練科もあり、現場意見を取り入れながら訓練カリキュラムの向上を図ると共に、学生等に対し技能の魅力発信や情報発信に努めていく。	県	雇用政策課
П	3	2	3	◇県内就職の促進	若年者の就業支援を推進するため、職業相談から就職支援セミナー、職業紹介、就職後のフォローアップまでの一貫したサービスを提供する「ジョブカフェしまね」を設置し、県内企業への理解促進やマッチング支援などを行うことにより、若年者の県内就職を促進します。 ニート等の若年無業者に対して相談から自立支援までの一貫した支援を行う「しまね若者サポートステーション」を設置し、若者支援のための関係機関のネットワークを整備し、若年無業者の職業的自立を促進します。	「しまね若者サポートステーション」において、就労に向けたキャリアカウンセリングや就労体験などにより、若年未就業者の就労支援を実施した。 ふるさと島根定住財団のマッチングスタッフの体制強化やきめ細かい求職登録者への対応、及び企業体験支援事業等を継続的に実施した。また、インターネット上における求人・求職者の自動マッチングを促進するため、サイトの大規模改修行った。	ベントを実施(R5参加者数:346名) ・県内企業の業務について理解を深めるため、大学生等が一定期間県内企業等で就労体験を行う「しまね学生インターンシップ」を実施(R5参加者申込学生数:85名) ・大学等への進学者に対して、卒業後の県内就職情報等を提供する「しまね登録」の登録を促し、進学者の約59.6%が登録を行った。 「ジョブカフェしまね」による就職支援 R5就職者数:430名	を高めるため、インターンシップ等プログラムの改善などによる質の向上を図る。 「しまね若者サポートステーション」について、様々な機会を利用して広報を行い、情報発信を強化する。 都市圏在住者が県内就職のために必要とする情報を	県	しまね暮らし 推進課 雇用政策課

				しまねっ子すく	すくプラン(R2~6)における施策概要		現行プラン(R2~6)中の実施状況等		実旅	拖主体等
基本理念	基本施策	施策	主要 事業 No.	目的を達成するための主要事業	事業概要 (〇:具体的な事業名)	事業実施状況(具体的に記入)	事業評価(成果等)	現状における課題・問題点等	実施主体	県担当課
Ш	4	1	1 3 1	生		育児相談・支援に向けた研修会やシンポジウムを開催	置され、体制が整った。 ・センター機能強化のため、母子保健従事者を対象とした多機関連携による妊娠期の切れ目のない育児相談・	子育て世代包括支援センターは、国の制度により、こども家庭センター(母子保健機能)として、児童福祉機能と一体的に支援を行うことをもとめられていることから、両機能の連携協働を深め、切れ目なくもれなく支援できる体制づくりを推進する必要がある。	県 市町村	健康推進課
ш	4	1		◇しまね結婚・子育で 市町村交付金事業	市町村が行う結婚支援、妊娠・出産支援、子育て支援など、出生数を増やすための独自の取組を支援します。 〇しまね結婚・子育て市町村交付金事業	市町村が出生数の増加のために行う未婚・晩婚化対策、安心して出産できる体制や子育てできる環境の整備等に要する経費及び小学生までの医療費負担額の一部を助成した。	県内19市町村が本交付金を活用し、出生数を増やす	交付金の対象となる独自の取組の実施が難しく十分 に、交付金を活用できない自治体がある。	市町村	子ども・子育て支援課
Ш	4	1	3 : 	* 旧プラン事業名 は、子育てに関する	時光信し、	・こっころ協賛店の登録情報など新着情報としてメールフザジンといいにないる発信し、リフリカイルで情報発信	結婚・子育て等に関する必要な情報が閲覧しやすいよう一元的に発信することで、利用者にとってわかりやすくなった。 ・こっころ協賛店・赤ちゃんほっとルームについて、令和3年度からこっころアプリ内で検索できるようにした。	・情報がリアルタイムで更新されていないところもあり、 さらに県民目線で必要な情報が適宜入手できるよう、 情報の量・質等を充実させる必要がある。 ・こっころ協賛店舗数が目標値に対して増えていない。	県	子ども・子育て支援課
Ш	4	2		◇地域の子育て支援 機能の充実	子育てに関する不安感・負担感増大に対応するため、「子育て親子の交流の場の提供」「子育て等に関する相談・援助」「地域の子育て関連情報の提供」を行っている、子育て支援センターに対して必要な経費を補助し、地域の子育て支援機能の充実を図ります。また、国補助対象とならない子育て支援センターに対しても必要な経費を補助することで、国基準に基づく子育て支援センターの設置が困難な地域においても、子育て支援機能の充実が図れるよう支援を行います 〇地域の子育て支援事業(地域子育て支援拠点事業)	子育て支援事業を活用して、子育て支援機能の充実が図られるよう支援を行った。	全市町村で子育て支援センターが設置され、地域の子育て支援機能(子育て親子の交流の場の提供、子育て関する相談援助、子育て関連情報など)の充実を図ることができた。	進を行う必要がある。	市町村	子ども・子育て支援課
ш	4	2	2 4	◇子どもと家庭電話 相談室の設置	育児やしつけなど子育ての悩みを気軽に相談できるよう、フリーダイヤルの 電話相談室を設置します。 また、県内の電話相談窓ロ一覧をカードにしたものを、学校や保育所などに 在籍している児童を通じて各家庭に配布します。	R5年度の相談件数は509件であり、以前に比べると近年の相談件数は減少傾向にある。相談者は、母親が大多数を占めるが、子ども本人からもある。相談内容は不登校、性格行動など幅広い。 保育園児から高校生(特別支援含む)まで本事業の電話番号のほか各種相談窓口を記載したカードを配布することで相談窓口の周知に努めている。	児童へのカード配布を継続して行っていることで、相談 電話の認識が深まり、児童本人からの相談電話もか かってくる	SNSの普及により、電話での相談がそもそも減少している。	県	青少年家庭課
ш	4	2	3 ‡	◇外国人子育て家庭 や妊産婦への支援の 推進	公益財団法人しまね国際センターに多言語による相談・情報提供窓口を設け、出産・子育て、子どもの教育などに関して、外国人子育て家庭や妊産婦の方への支援を行います。 また、教育・保育施設や地域の子育て支援事業、母子保健サービス等を円滑に利用できるよう通訳の配置等の多言語対応への取組を行っている市町村へ、事業実施に関わる経費の助成を行います。 〇しまね多文化共生総合相談ワンストップセンター事業 〇地域の子育て支援事業(利用者支援事業)	型の外国人住民向け相談窓口を設置 ・センター相談員による対応(5言語) (英語、中国語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語) ・三者通話システムの活用により22言語に対応	境整備 ・関係機関や関係者との連携強化 県内1市町村に対して交付決定を行った。 ※重層的支援体制整備事業交付金	外国人住民の増加、定住化に伴い、外国人住民が抱える課題は多様化・複雑化している。 適切に相談対応するための環境整備、体制整備を引き続き行うとともに、関係機関等との連携、協働関係の構築をさらに進めることが必要。 未実施市町村への実施に向けた働きかけ	県	文化国際課子ども・子育て支援課
Ш	4	3	1 1	◇地域の保育ニーズ こ対応した受入れ児 童数の確保	市町村と連携し、計画に設定した区域の保育ニーズに対応した施設整備等により、受入れ児童数の確保に取り組みます。 特に、市町村子ども・子育て支援計画に定められた提供体制確保方策を推進するための取り組みについて積極的に支援します。 ○就学前教育・保育施設整備交付金	を実施	待機児童解消に向けた受け皿を整備することができた。		市町村民間	子ども・子育て支援課

				しまねっ子すく	すくプラン(R2~6)における施策概要		現行プラン(R2~6)中の実施状況等		実旅	 直主体等
基本理念	基本施策	施策	主要 事業 No.	目的を達成するための主要事業	事業概要 (〇:具体的な事業名)	事業実施状況(具体的に記入)	事業評価(成果等)	現状における課題・問題点等	実施 主体	県担当課
ш	4	3	2	◇認定こども園、幼稚園、保育所等の運営への支援	一部定ことも園、幼稚園、保育所等に入所している児童が心身ともの健やかに 成長できるよう、子ども・子育て支援法に基づき運営に要する経費を助成する ほか、学校法人が設立する私立幼稚園等に対し、教育の振興を図る特色あ る取り組みや預かり保育を推進する取り組み等に応じた配分で経常的経費を	振興を図る各園の特色ある取り組みや預かり保育を推進する取り組み等に応じた配分で経常費を補助。 利用定員20人で入所児童数が定員に満たない小規模 民間保育所の運営費を支援した。	組みや預かり保育を推進する取り組み等を促すと同時に、運営に要する経常経費を補助し、運営の安定化に 資することができた。	私立幼稚園においても、少子化の影響により園児数が減少しているため、引き続き運営の安定化を図っていく必要がある。 入所児童数20人未満の保育所が増加傾向にあり、本交付金の対象施設数増加による予算の確保が課題。	県	子ども・子育て支援課
ш	4	3	3	◇教育・保育等に従 事する者の確保	別権国教師、株育工等の人格を確保するための取り組みを行い、別権国、株育所、認定こども園、地域型保育事業等の受入れ体制の充実を図ります。 ○保育士・保育所支援センター運営等事業 ○保育士確保支援事業 ○保育士修学資金貸付事業 ○保育士修学資金(家賃)貸付事業 ○よお保育実習等旅費支援事業 ○保育士資格取得支援事業 ○はお保育主魅力向上・発信事業 ○保育所等の働き方改革セミナー	ング 保育士修学資金貸付及び保育士修学資金(家賃)貸付による学生の県内就職への促進 保育士の定着については、働き方改革セミナーやエルダー制度研修の実施 保育士を魅力に感じ、将来の職業選択の1つとして考えてもらえるよう、保育士の仕事や魅力をまとめたデジタルパンフレットや魅力発信動画(3本)を作成し啓発	保育士バンクの登録者数の増加 エルダー制度導入施設の増加 ・働き方改革セミナー実施による働きやすい環境づくり 及び保育士の離職防止を促進	特に20代〜30代の保育士の離職者が多く、保育士の確保とともに職場定着を図る必要がある保育士養成校への入学者数の減少		子ども・子育て支援課
ш	4	3	4	◇教育・保育等に従 事する者の質の向上	認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業及び地域子ども子育て支援事業に従事する者への研修を行い、教育・保育の質の向上を図ります。また、研修を通じて、幼稚園及び保育所と小学校等との連携のための取り組みの促進を図ります。 ○保育士等キャリアアップ研修 ○新規採用保育教諭・保育士研修 ○幼児教育推進研修 ○幼小連携・接続研修 ○保育教育・幼稚園教諭・保育士合同研修	業務を行っている者に対して、現状把握や活動を安全に行うための研修を実施し、担当者の資質の向上を図った。(年1回開催) 幼児教育施設の保育士等に対して、専門性の向上及び保育の質の向上を図るために研修を実施した。	できた。 センター事業の今後の展開に寄与できた。 ・ 研修を実施することで、職務に応じた専門性の向上を 図り、保育士の処遇改善の実施を図ることができた。 ・ eラーニング形式による研修及びオンデマンド配信によ る研修を実施することで保育士等が受講しやすい環境	(預かりニーズと未実施原因の把握) ・保育士等のキャリアパスの構築に対する研修機会の 更なる充実。 ・幼児教育施設と小学校間における相互理解の促進。	県	子ども・子育て支援課
Ш	4	3	5	◇多様なニーズに対応した子育て支援 サービスの充実	子育て中の保護者とその家庭の多様なニーズに対応できるよう、子育て支援 事業に要する経費を補助することで事業を推進し、子育てと仕事の両立や子	子育て支援事業計画に従って実施する地域子ども・子 育て支援事業に係る経費を補助し、事業の推進を支援 した。 また、中山間地域等で行われる小規模な事業に対して	育て支援機能(子育て親子の交流の場の提供、子育で に関する相談援助、子育て関連情報など)の充実を図 ることができた。 	・子育て支援センターの活用が、さらに進むよう活用促進を行う必要がある。 ・地域子ども・子育て支援事業の枠組みによらない多様なニーズへの支援に対応する必要がある。		子ども・子育て支援課
Ш	4	3	6	◇教育・保育の情報 の公表	 施設・事業の透明性を高め、教育・保育の質の向上を促すとともに、保護者	地、連絡先、認可定員等)について、ホームページにて 一覧を公表した。	県内の保育所、認定こども園等の一覧をホームページで誰でも見ることができ、保護者が施設を選択するための利用というだけなく、様々な機関、団体により利用され、活用されている。	引き続き必要な情報を提供する必要がある	県	子ども・子育て支援課

				しまねっ子すく	すくプラン(R2~6)における施策概要		現行プラン(R2~6)中の実施状況等		実旅	直主体等
基本理念	基本施策	施策	主要 事業 No.	目的を達成するための主要事業	事業概要 (〇:具体的な事業名)	事業実施状況(具体的に記入)	事業評価(成果等)	現状における課題・問題点等	実施主体	県担当課
ш	4	4		◇放課後児童健全育 成の推進	イラブの運営等に要する経費を助成し、子育てと仕事の両立や子育て支援の 推進を図ります。さらに、利用時間の延長や人材確保への支援のほか、課題 解決のためにスーパーバイザーが各放課後児童クラブを巡回し、放課後児童クラブの充実を図ります。	り事業は6市町にて実施 【R5年度】 クラブ設置自治体:16市町 クラブ数:262クラブ 利用定員:11,245人	施設整備の推進によるクラブ増や定員増に加え、利用時間延長などへの支援も行い、クラブの充実を図った。 【クラブ設置自治体】16市町 【クラブ数】H30:230クラブ ⇒ R5:262クラブ 【利用定員】H30:9,534人 ⇒ R5:11,245人 【登録児童数】H30:8,498人 ⇒ R5:9,914人 【19:00まで開所】R1:59クラブ ⇒ R5:83クラブ 【7:30から開所】R1:31クラブ ⇒ R5:83クラブ	待機児童の解消や新たなニーズに対応するため、利用ニーズ(児童数)等の各市町村の状況も踏まえた支援を引き続き行う必要がある。	市町村	子ども・子育て支援課
ш	4	4	2	◇放課後児童健全育 成に従事する者の確 保及び資質の向上	また、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室に従事する者等への合同研修を実施し、放課後児童クラブ・放課後子ども教室等における活動の質の向上を図ります。 〇放課後児童支援員認定資格研修 ○放課後児童支援員等キャリアアップ研修	また、毎年当該研修を計画的に実施するために県内全放課後児童クラブを対象とした調査を実施。	必要な放課後児童支援員の確保に向けて、適切に修了している。 〇放課後児童支援員等キャリアアップ研修 各会場2日間の研修を行い、令和5年度は55名が修了。	県内の放課後児童クラブにおける質の向上という観点から、今後も多くの方に認定資格研修を受講いただきたい。 そのため、研修の開催場所や日程等を考慮し、継続して実施していく必要がある。	市町村	子ども・子育て支援課
ш	4	4		◇放課後児童健全育 成の受入支援		【R5年度】 クラブ設置自治体:16市町 クラブ数:262クラブ 利用定員:11,245人 登録児童数:9,914人 19:00まで開所:95クラブ 7:30から開所(長期休業中):83クラブ	時間延長などへの支援も行い、クラブの充実を図った。 【クラブ設置自治体】16市町 【クラブ数】H30:230クラブ ⇒ R5:262クラブ	・利用希望に対応できず、待機児童が発生している市町村がある。 ・待機児童解消の取組を進めた結果、定員が増加した一方で、それまで利用できないと思っていた方が利用を希望するようになるなど、新たなニーズが顕在化し、依然として100人以上の待機児童が発生している。		子ども・子育て支援課
ш	4	4	4	*旧プランは基本理	結集!しまねの子育て協働プロジェクト事業(放課後支援)の推進により、放課後や週末等に子どもたちが体験活動・異世代交流ができる環境づくりを支援します。 〇結集!しまねの子育て協働プロジェクト事業(放課後支援)	室等を活用して、地域の方々の参画を得ながら、地域 のすべての子どもたちを対象に学習や様々な体験・交 流活動を実施している。	現在、放課後子ども教室は、全19市町村135か所で実施され、小学校区カバー率は69.9%。 ・地域の課題解決につながる学習活動が行われ、住民自らが主体となった活動が展開された。 ・本事業についてのリーフレットを作成し、各市町村や公民館等に配布し、事業の周知を図った。	づくりや事業問の一体的推准が十分でかい地域があ		社会教育課
Ш	4	(5)	1	◇児童手当の給付	次世代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、中学校修了までの児童を養育している者に対し支給される児童手当の財源の一部を児童手当法に基づく負担割合で負担します。 ○児童手当交付金	児童手当の規定に基づき、中学校修了前までの児童 を養育している者に手当を給付した。	手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に寄与した。		市町村	子ども・子育て支援課

				しまねっ子すく	すくプラン(R2~6)における施策概要		現行プラン(R2~6)中の実施状況等		実施	拖主体等
基本理念	基本施策	施策	主要 事業 No.	目的を達成するための主要事業	事業概要 (〇:具体的な事業名)	事業実施状況(具体的に記入)	事業評価(成果等)	現状における課題・問題点等	実施主体	県担当課
Ш	4	3	2	◇保育料の軽減	保育所等に入所する児童を持つ世帯の子育でに係る経済的負担を軽減するため、3歳未満児の保育料を軽減するために必要な経費の一部を補助します。 〇第1子・第2子保育料軽減事業 〇第3子以降保育料軽減事業		市町村において、国基準の保育料より減額している市町村を対象に、補助を行った。	引き続き、保育料負担を軽減することにより、安心して 子どもを生み育てることができる環境づくりを推進する 必要がある。		子ども・子育て支援課
ш	4	\$	3	◇子どもの医療費負担の軽減 * 旧プラン事業名	現行の乳幼児等に対する医療費助成制度により、医療費負担の軽減し、医療を受けやすくするとともに、子育てに係る負担の軽減を図ります。 併せて、令和3年度からは、県の助成対象年齢を小学6年生まで引き上げることとし、子育でに関する経済的負担の軽減を一層図ります。 〇乳幼児等医療費の助成	療費助成を令和3年度より県がしまね結婚子育て市町 村交付金による支援を行い小学6年生までに引き上げ た。	所的負担の軽減が図られた。	令和6年1月には医療費助成の対象を高校生相当年齢 まで拡大するよう求める要望が市長会・町村会よりなされるなど制度拡充の要望が多く、子育て支援等の観点から更なる負担軽減が求められている。		健康推進課
ш	4	(5)	4	◇特定不妊治療費の 助成	国の制度の基づき、体外受精及び顕微授精の治療を受けている戸籍上の夫婦に対し、1年度あたり治療1回につき15万円(治療によっては7万5千円)を上限として最大6回まで助成し、経済的負担の軽減を図ります。また、不妊に悩む夫婦への支援の拡充するため、上記制度を拡充します。 ○特定不妊治療費助成事業	・平成17年度:事業を開始。 ・平成27年度:初回治療分の助成額の増額や男性不 好治療についても助成対象となった。 ・平成28年度:初回治療開始時の妻の年齢が40歳以 上の場合は、助成上限回数が3回となった。 ・制度周知のためリーフレットを作成、不妊治療を行う 医療機関や市町村へ配布し、制度周知を行った。 ・助成件数 令和2年度591件、令和3年度904件、令和4年度266件 (松江市中核市移行に伴い、松江市在住者分の件数を含まない。令和4年度から保険適用となったため終了)	担の軽減が図られた。	・先進医療等は医療保険適用外であり、妊娠を望む夫婦にとっての経済的負担が大きいため、今後はそれらの助成による負担軽減措置を行う。		健康推進課
ш	4	5	5	◇生活福祉資金の貸 付	低所得者に属する者等の経済的負担に対応し、経済的自立及び生活意欲の助長の促進を図るため、就学や技能を習得するのに必要な経費等に対し、生活福祉資金の貸し付けを行います。 〇自立支援事業	制度の国知と活田の促進を図るため 自規具育苗会	佐が 支援対象者の白立につかがっている	引き続き制度の利用が対象になる方に向けて、関係機 関と連携し、制度の周知と図る必要がある。		地域福祉課
Ш	4	(5)		◇奨字のための給付 金の給付	低所得者世帯に対して、教育費に充てるための給付金を支給することにより、高校生等の就学を支援します。 〇高等学校等就学支援事業	育費(教科書費、教材費、学用品費、通学用品費など)	要件に該当する申請者に対し、適切に給付することにより、家庭の教育費負担の軽減に寄与した。	所得基準の緩和による対象者の拡大や給付額の拡充 が望まれる。(国には継続的に要望)		学校企画課
Ш	4	(5)	7	◇島根県高等学校等 奨学金の貸付	保護者の経済的負担に対応し、教育の機会均等を図るため、高等学校等奨学金の貸し付けを行います。 〇島根県高等学校等奨学事業			返還金の滞納が発生しており、継続的な取組が必要で ある。	公益財	学校企画課
Ш	4	(5)	8	◇生活支援資金(教育支援、育児・介護休業者支援)の制度融資	県内の事業所に勤務し、または県内に居住する労働者が、低利な融資が受けられるようにするため、勤労者支援資金(教育支援資金、育児休業者支援資金及び介護休業者等支援資金)を金融機関に預託します。	直近の令和5年度実績は、貸付件数162件、うち新規貸付件数23件。貸付残高は172,319千円。貸付件数は少子化等により減少傾向にあるが、景気等の影響による増減が予想される。	R3 8件(7,690千円)	・民間金融機関との金利差が縮小傾向にあり、支援資金の金利面での優位性が低下している。 ・近年の大学等奨学金制度の拡充により、奨学金利用者の増加が影響している。		雇用政策課

			しまねっ子すく	すくプラン(R2~6)における施策概要		現行プラン(R2~6)中の実施状況等		実施	色主体等
基本理念	基本	施策	主要 事業 No. 目的を達成するための主要事業	事業概要 (〇:具体的な事業名)	事業実施状況(具体的に記入)	事業評価(成果等)	現状における課題・問題点等	実施主体	県担当課
ш	5	1	◇人権教育・啓発の 推進 1 * 旧プラン事業名は、人権啓発事業、人権啓発の推進	学校教育では、子どもたち一人ひとりの今の学びを保障し、将来をたくまして切り拓いていく力を育むとともに、様々な人権課題の解決に向けて主体的に行動できる子どもの育成を目指し、「進路保障」を柱とする人権教育を推進事される地域ぐるみの人権教育、啓発の推進を図ります。学校や家庭、職場、地域など、様々な場を通じて、県民一人ひとりの人権を尊重する意識を高め、差別を見抜き、差別をなくす実践力を培う人権啓発を推進します。 幼稚園、保育所、学校、地域、職場あるいは家庭などあらゆる場において、人権教育・啓発が行われるよう、取り組むべき施策を明らかにし、人権に視点を置いた総合的な取り組みを推進します。 〇人権教育行政推進事業 〇人権教育行政推進事業 〇人権教育推進事業 〇人権教育北選事業 〇人権の発ポスター募集 ○「しまね人権フェスティバル」開催 ○人権に関する図書・DVD・パネル等貸出 ○人権問題解消に向けた啓発の推進	- 会や研修講座で報告したり、ホームページに掲載したりするなど、具体的実践例の周知に努め、一人一人の ・ 児童生徒の「今の学びの保障」と「これからを生きる力 の育成」が図られる学校づくりを支援している。 ・ ・ ● R2~R6計画の事業名: Ⅲ-5-①「人権教育・啓発の 推進」 ・ 「人権啓発ポスター募集事業」 優秀な作品を表彰し広く県民に紹介し人権意識の向上 に役立てるために、県内小中学校、高等学校、特別支 援学校在学中の児童生徒を対象に人権尊重を高める 図柄で内容に沿った標語を入れたポスターを募集	『人権教育指導資料第2集』を全教職員に個人配布し、校内研修等での活用を促すことで、「進路保障」への理解が深まるとともに、児童生徒が自他の人権を守ろうとする意識の向上を目指した学校づくりにつながっている。 ●R2~R6計画の事業名:Ⅲ-5-①「人権教育・啓発の推進」ポスター募集については、毎年多くの作品の応募がある。様々な場面で優秀な作品を展示又は紹介し、県民への人権意識の啓発に寄与している。人権啓発フェスティバルについては、島根県、開催会場となった自治体、人権啓発活動ネットワーク協議会等の連携により実施しており、恒例イベントとして定着している。 人権に関する図書等貸出事業については、定着している。	「人権に関する知的理解」に重きを置いた人権学習が展開されている学校も見られ、「人権感覚」の育成とのバランスを取った人権学習の推進が課題である。また、「私は大切にされている」と実感できる学校づくりを進めるうえでも、全ての教育活動で実践できる具体的取組の普及を図る必要がある ●R2~R6計画の事業名: Ⅲ-5-①「人権教育・啓発の推進」	県市町村	人権 同和教 有課 同和対策 同和対策 で支援 で支援 でする。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、
ш	5	1	◇職員研修の充実 * 旧プラン事業名 2 は、人権研修事業、 教職員研修の実施、 職員等への研修等の 実施	教職員の人権感覚をさらに高め、児童生徒などすべての人の人権が大切にされる教育現場を実現するために、教職員のキャリアステージに応じた研修の充実を図ります。また、子どもたちに身に付けさせたい資質・能力を意識した人権教育が実施されるよう、学校や児童生徒の実態に応じた訪問指導の充実を図ります。深刻化、多様化する様々な人権課題の解決に向けて、課題への理解と認識を深めるために、県・市町村の行政職員に対する人権研修を実施する。また地域、企業等で実施される人権研修に啓発指導講師を派遣します。関係職員及び各種相談員等に対する研修の実施を通じて人権意識の一層の向上に努めるとともに、人権の保障が行政の根幹であることを認識し、人権尊重に向けて主体的に取り組んでいきます。 ○人権教育研究事業 ○人権教育行政推進事業 ○県・市町村行政職員関係者研修	31年度は県・市町村行政関係者を対象とした研修を 県内9会場で開催し、約1,300人の受講者があった。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	司、関係省研修毎十美地に、事業として定省している。研修後の振り返り用紙にも人権意識を高めることに役立ったという感想が多く寄せられている。 指導講師派遣事業派遣箇所は毎年130箇所を超え、6,500人以上が受講している。 ●R2~R6計画の事業名:Ⅲ-5-①「職員研修の充実」行政関係者研修を毎年実施し、事業として定着している。研修後の振り返り用紙にも人権意識を高めることに	多様な人権問題に対応するため、研修テーマ、研修内 容を検討	県	人権同和教育課 人権同和対策課
ш	5	2	↑ ◇乳児家庭に対する 支援の充実	すべての乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握、養育についての相談・助言等を行っている市町村へ、事業実施に関わる経費の助成を行います。 〇地域の子育て支援事業(乳児家庭全戸訪問事業)	市町村が実施する乳児家庭全戸訪問事業への経費助 成を行った。 ・		多くの市町村で本事業が実施されているが、未実施市町村がある。	市町村	【R6〜健推追加】 アども・子育 て支援課

				しまねっ子すく	すくプラン(R2~6)における施策概要		現行プラン(R2~6)中の実施状況等		実施	主体等
基本理念	基本施策	施策	主要 事業 No.	目的を達成するための主要事業	事業概要 (〇:具体的な事業名)	事業実施状況(具体的に記入)	事業評価(成果等)	現状における課題・問題点等	実施主体	県担当課
ш	5	2	2	◇市町村児童相談体 制の強化支援	4	カンターの設置 厚においては市町村支援児童福祉司	調整担当者の義務研修を実施している。また、市町村のみならず各施設や警察機関へも参加の案内を行い、 広く専門性を向上する機会としている。 主任児童委員を対象とした研修は、県民児協に委託し実施しているが、平成30年から松江市が中核市となり、松江市と委託費を按分している。	に同けて 冬市町村のニーズを押握 たっぇで 厚・児		青少年家庭 課
Ш	5	2	3	◇児童相談所の専門 性の向上	子どもと家庭の相談に適切に対応するため、児童相談所の職員体制を強化し、職員の資質の向上に取り組みます。 子どもの社会性や自立性を伸ばすため、地域資源を活用した社会体験活動や家庭生活体験事業を実施します。また、保護が必要な児童に対して、必要な支援を実施できるよう一時保護所の運営等の支援事業を行います。 〇児童福祉法改正に係る体制整備事業 〇子どもと家庭特定支援事業	また、児童の健康管理や心身のケアを充実させる取り	護児童の健康管理や心身のケアを充実させる取り組 みを強化した。	こども家庭ソーシャルワーカーが創設され、児童相談所職員の専門性向上について一層期待されている。研修の参加等、十分な体制が整っていない。 入院が必要な児童については病院への一時保護委託が行われるが、その際病院への付き添いを児相職員が対応している。 一時保護中、児童の安全確保や距離的な問題から、在籍している学校への通学が困難。		青少年家庭課
ш	5	2	4	族に対する相談・情報提供体制の充実	〇相談支援事業	備、強化のための各種連絡会議を開催した。		相談内容が多様化・複雑化している。	市町村	障がい福祉課
ш	5	2	5		心の問題を抱える子どもが早い段階で身近な地域において専門的な診療や必要な療育支援を受けることができるよう、医療、保健、福祉、教育等の関係機関が連携して相談支援体制の充実を図ります。 〇子どもの心の診療ネットワーク事業	拠点病院(県立こころの医療センター)を中核とし、各圏域において子どもの心の支援体制の構築を図るため、全県及び圏域でのネットワーク会議の開催や関係者向けの研修会の開催、中央研修への医師の派遣等を行った。	・ネットワーク事業を通じて、拠点病院と各圏域の機関連 携を研修、相談派遣、事例検討などを通じて深めている。また、令和5年度には、「子どもの心の診療マップ」 において、既掲載機関39機関と新規掲載期間13機関 (計52機関)の掲載情報の更新を行った。	発達障がいに関する相談の増加もあり、初診待機の課題がある。	県	障がい福祉課
ш	5	2	6		障がい児やその家族の地域における生活を支援するため、障がい児(者)施設が有する専門性を活用し、身近な地域で療育指導等が受けられる機能の充実を図ります。 ○障がい児等療育支援事業	10施設、事業所において、訪問療育や外来療育等を実施した。	: 訪問療育事業 延べ411件 外来療育事業 延べ3,393件 施設指導 延べ1,789件 ※数値はR2~5年度の委託先施設実績の合計	・施設の老朽化(プール)により、今後、一部事業の実施が困難となる可能性がある。 ・人材不足により、事業実施体制が不十分な事業所がある。		障がい福祉課
ш	5	2	7	◇特別支援学校センター的機能の充実	特別支援学校において、特別な支援を要する地域の幼児・児童生徒とその保護者及び幼保小中高等学校等からの相談に応じ、地域における相談支援の充実を図ります。 〇特別支援学校センター的機能充実事業	教育課程、就学・進路等についての相談に応じた。 ・ 県内12校の特別支援学校が、それぞれの学校種の	・県内12校の特別支援学校が、年間3,272件の相談に応じた。 ・各特別支援学校が開催する特別支援教育に関する ・専門的な研修会に、地域内の幼稚園・保育所、小・中学校、高等学校等から参加者があった。	・教育相談(来校・訪問・電話)は増加傾向が続いており、相談ニーズへの対応が引き続き必要である。 ・就学前から学齢期後半まで相談は多い。相談内容が 多様化・複雑化している。		特別支援教育課

				しまねっ子すく	すくプラン(R2~6)における施策概要		現行プラン(R2~6)中の実施状況等		実旅	拖主体等
基本理念	基本	施策	主要 事業 No.	目的を達成するための主要事業	事業概要 (〇:具体的な事業名)	事業実施状況(具体的に記入)	事業評価(成果等)	現状における課題・問題点等	実施 主体	県担当課
ш	5	2		◇ひとり親家庭等へ の相談支援体制の充 実	同じ・生活又接や、机業自立又接前度に繋げられるよう、ひとり税家庭に対する支援制度について分かりやすい方法で周知を行い、各種支援の利用を促すなど適切に相談に対応するとともに、情報提供の充実に努めます。併せて、相談関係職員に対する研修会の開催等により、母子・父子自立支援員等の人共会成と専門性の向上を推進します。	総合的な情談・又抜き行うとともに、中町村が配直している母子・父子自立支援員の資質向上を目的に、母子・父子自立支援員研修を実施している。	□□打電火性道供券は200件	・困難を抱え孤立する可能性のあるひとり親家庭について、個々の家庭に寄り添った相談支援を実施することが重要である。 ・島根県ひとり親家庭等実態調査によると、支援情報の入手手段がわからないとの回答が母子家庭で20.7%、父子家庭で30.4%にのぼったため、様々な広報手段を活用して支援情報を提供することが必要である。	県 市町村	青少年家庭 課
ш	5	3	1	◇養育支援訪問事業		市町村が実施する養育支援訪問事業への経費助成を行った。	県内12市町村に対して変更交付決定を行った。	多くの市町村で本事業が実施されているが、未実施市町村がある。	市町村	【R6〜健推・ 青少追加】 子ども・子育 て支援課
ш	5	3	2	◇母子生活支援施 設・児童相談所との 連携	相談対応の中で、養育に不安を抱える母子や、見守り・援助が必要な母子、経済的に困窮する母子に対しては、児童相談所や母子生活支援施設と情報を共有し、連携して支援を行います。 支援にあたっては、母子を一体的に保護・支援できる母子生活支援施設の活用も視野にいれた取り組みを行います。 〇母子・父子自立支援員による総合的な相談 〇関係機関との連携及び利用 〇母子生活支援施設の活用		・市町村担当職員は、関係機関と連携を図り、母子世帯の自立へとつなげた。	・相談に関わる機関や職員が、母子生活支援施設の役割などの理解をさらに深めていく必要がある。	県 市町村	青少年家庭課
ш	5	3	3	* 旧プラン事業名は、発生予防・早期発見・早期対応のため	また、法律や医療の専門家の助言を特だり、雇行対応機能強化のための研修を実施するなど、児童相談所のスキル向上に努め、地域ぐるみで子どもを見守る体制を強化します。	はた、児童和診所職員の研修なども事施し、専門的な	求められる児童について、選任の請求を行っている。 関係機関主催の研修にて、児童虐待に関する研修を する機会が徐々に増えている。	児童虐待対応が、複雑・困難化している状況にあり、発生予防から、早期発見、早期対応のために、相談体制の強化や対応職員のスキル向上について、継続して取り組んでいく必要がある。 関係機関の連携を維持していく必要がある。	県	青少年家庭課
ш	5	3	4	◇子どもを虐待から 守る意識の啓発	県民に対して、児童虐待防止の重要性や地域での取組の必要性を広く周知するため、11月の児童虐待防止推進月間にあわせて街頭キャンペーン等を実施します。 また、子ども自身が気軽に相談できる子ども専用電話相談事業に対する支援	・新聞、ラジオ、テレビCM、広報誌等のメディアを利用した広報啓発活動を行った	は自粛していたものの、R5年度には松江駅前等をはじめ街頭啓発活動を実施(県警、市町村担当者、里親、県等)。また、由志園やTSK、松江城等、ライトアップを	・依然として虐待相談は高止まりの傾向にある	県	青少年家庭 課
Ш	5	4	1	◇里親委託等の推進	そのために、里親制度の広報・周知や里親に対する研修・相談体制を充実するとともにファミリーホーム設置者に対して措置費の支弁や住居改修費用等	門里親を増やすため、研修受講費用の助成を行った。 ・10月の里親月間を中心に、里親制度の普及啓発を目的とした講演会の実施や街頭啓発、広報誌等を利用した普及啓発活動を行った。 ・県内の児童福祉施設2か所に里親支援専門相談員を設置した。	度の晋及啓発に努め、里親登録者は年々増加している。 家庭養育優先の原則に基づき、里親委託を推進した。 里親委託率は増加傾向にある。	親の感情が障害となることが多い。 ・施設入所児童と里親がふれあう機会が少ない。 ・養育経験少ない未委託の里親が増加している。 ・里親登録世帯について、地域的な偏りがある。 ・身近な県民の相談窓口である市町村職員の制度理	県	青少年家庭 課

				しまねっ子すく	すくプラン(R2~6)における施策概要		現行プラン(R2~6)中の実施状況等		実施	直主体等
基本理念	基本	施策	主要 事業 No.	目的を達成するた めの主要事業	事業概要 (〇:具体的な事業名)	事業実施状況(具体的に記入)	事業評価(成果等)	現状における課題・問題点等	実施 主体	県担当課
Ш	5	4	2 1	◇小規模置・運営・ 小規模設 が下等接 * 旧小規クでを ・ は、アラを ・ は、アの支 ・ は、アの支 ・ は、アの支 ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で	国の「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえた、「島根県社会的養育推進計画」の中で、今後の社会的養育が必要な児童数を推計し、①家庭における養育、②家庭における養育環境と同様の養育環境(里親・ファミリーホーム、養子縁組)、③できる限り良好な家庭的養育環境(施設)を柱とした子どもたち	R3年度 1か所(児童養護施設) R4年度 1か所(乳児院) R5年度 2か所(児童養護施設、乳児院) 乳児院・児童養護施設における施設小規模ケア定員 数 R2年度 61/200人 (敷地内49人、敷地外(地域小規模)12人) R3年度 67/200人	基づき、家庭養育優先の原則のもと、できる限り良好な家庭的環境で養育できるよう、ケア単位の小規模化を 着実に進めている。	現在は、R元年度に策定した島根県社会的養育推進計画に基づき進めているが、R4年度の児童福祉法改正を受け、次期都道府県社会的養育推進計画の策定要領が示され、島根県でも計画の見直し作業を行っている。 現計画以降、ケア単位の小規模化・地域分散化だけではなく、施設の高機能化・多機能化(里親支援・在宅支援等、地域の社会的養育の拠点)が求められており、これも含めた人材確保・育成、財政支援を検討していく必要がある。	県	青少年家庭 課
ш	5	4	3	◇母子生活支援施	相談対応の中で、養育に不安を抱える母子や、見守り・援助が必要な母子、経済的に困窮する母子に対しては、児童相談所や母子生活支援施設と情報を共有し、連携して支援を行います。 支援にあたっては、母子を一体的に保護・支援できる母子生活支援施設の活用も視野にいれた取り組みを行います。 〇母子・父子自立支援員による総合的な相談 〇関係機関との連携及び利用 〇母子生活支援施設の活用		・市町村担当職員は、関係機関と連携を図り、母子世帯の自立へとつなげた。	・相談に関わる機関や職員が、母子生活支援施設の役割などの理解をさらに深めていく必要がある。	県 市町村	青少年家庭 課
ш	6	1	1 -	◇障がい児が暮らし やすい地域づくりの 推進	県民が、様々な障がいの特性や障がいのある方が困っていること、障がいのある方への必要な配慮などを理解し、日常生活でちょっとした配慮を実践していくための取り組みを実施し、障がい児をはじめ誰もが暮らしやすい地域社会(共生社会)づくりを進めていきます。 〇「あいサポート運動」事業	「あいサポーター研修」やあいサポーター研修の講師を養成する「あいサポートメッセンジャー研修」を実施。 障がいのある方への手助けを積極的に実践する証としての「あいサポートバッジ」着用の推奨。	 	障がい特性を理解した県民の増加	県	障がい福祉 課
ш	6	1	2 6	◇障がい児在宅サー ビスの充実	障かい児やその家族が任み慣れた地域でいさいさと生活できるよう、障かい 児に対して指導訓練等の支援を行う児童発達支援等を提供するとともに、居 宅介護、短期入所(ショートステイ)、障がい児を一時的に預かって見守る日 中一時支援等を提供し、障がい児が身近な地域で必要な支援が受けられる		負担金の交付を通じて在宅障がい児の地域生活を支援が受けられる体制の充実を図った。		県 市町村	障がい福祉 課
ш	6	1		◇障がい児への経済 的支援	在宅の重度の障がいのある児童を監護・養育する者に対する特別児童扶養 手当や重度の障がい児に対する障害児福祉手当を支給することにより、経済	童扶養手当を支給した。		手当金の債権発生時における市町村と県の連携について課題がある。 いて課題がある。	県 市町村	障がい福祉 課
ш	6	1	4 1	◇発達障がい児支援 体制の整備	地域の医療、保健、福祉、教育等の関係機関と連携し、発達障がいの早期発見・早期療育による一貫した支援を行うとともに、発達障がい者支援センター をロバとした地域生活支援体制の充実を図ります	発達障がいの専門相談対応、研修開催や本人家族支援など多岐にわたる支援を実施した。ペアレントトレーニングやペアレントメンター事業等の家族支援も継続実施した。市町村や保健所等関係機関との連携をし、支援連携を深めた。	に対する職員派遣等の支援件数が増加するなど、支援体制の充実が進んだ。	相談件数や専門研修派遣依頼の増加もあり、発達障害者支援センターの体制強化が必要。また、発達障がいにかかる一部の医療機関において初診待機が長期化している。	県	障がい福祉 課

				しまねっ子すく	すくプラン(R2~6)における施策概要		現行プラン(R2~6)中の実施状況等		実施	 主体等
基本理念	基本施策	施策	主要 事業 No.	目的を達成するための主要事業	事業概要 (〇:具体的な事業名)	事業実施状況(具体的に記入)	事業評価(成果等)	現状における課題・問題点等	実施主体	県担当課
ш	6	1		◇高次脳機能障がい 児支援体制の整備	障がい保健福祉圏域ごとに支援拠点を設置し、頭部外傷や脳血管障がいなどの原因により、言語や記憶などの機能に障がいが起こり、日常生活、社会生活への適応が困難となる高次脳機能障がい児やその家族に対し支援を行います。 ○高次脳機能障がい者支援事業	県支援拠点と県内7カ所の圏域支援拠点において、専門的な相談支援や関係機関との連携体制構築のための圏域ネットワーク会議や研修会を開催した。	相談件数 延べ13,248件 新規相談件数 291件 ※件数はR2~5年度の7拠点実績の合計 小児の高次脳機能障がいをテーマにした研修会の開催(年1~2回)	対象児の掘り起こし	県	障がい福祉 課
ш	6	1		◇極めて重度の障が い児への支援	重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している児童やその家族の地域生活を支援するため、短期入所(ショートステイ)や日中一時支援等のサービスが提供できる体制を整備するとともに、専門的療育やリハビリが受けられない地域に専門職員を派遣するなど、身近な地域で必要な支援が受けられる体制の充実を図ります。 〇重症心身障がい児(者)在宅サービス基盤整備事業 〇重症心身障がい児(者)巡回等療育支援事業	がない地域に出向きサービスを提供した2事業所に対して、巡回等に係る経費を補助した。 ・重症心身障がい児(者)に対して、ショートステイやデ	・重症心身障がい児(者)に対して、ショートステイやディサービス等を提供した障がい福祉サービス事業所に対し、看護師等加配人件費を補助し、サービスを提供	利用者減少による、補助団体・金額の減少 ショートステイの補助団体がない(デイサービスのみ)	県	障がい福祉課
ш	6	1	7		放課後及び長期休暇期間に、空き教室等を利用して特別支援学校に通学す	2カ所の特別支援学校保護者会に対して、ハッピーアフタースクール事業補助金を交付した。また、事業の適性かつ円滑な運営を進めていくため、実地調査を実施した。	小学部	補助団体が減少傾向にある(放課後等デイサービス等の様々なサービスが受けられるようになってきたことなどの理由で利用者が減少している)	県市町村	障がい福祉 課
Ш	6	1	8	◇放課後児童クラブ の障がい児受入れ推 進	放課後児童クラブにおける、障がい児の受入れを推進するために、専門的知識等を有する指導員を配置するクラブに対して、必要な経費の補助を行います。 また、国補助対象とならない小規模な放課後児童クラブが障がい児を受入れた場合に係る経費を補助することで、小規模なクラブでの障がい児の受入れの推進を図ります。 〇地域の子育て支援事業(放課後児童健全育成事業)	おける、障がい児の受入れを推進するために、専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置するクラブに対して、必要な経費の補助を行った。 障がい児を3人以上受入れを行っているクラブに対して	<i>T</i> c。	専門的知識等を有する放課後児童支援員等の確保及 び適切な研修の実施 障がい児を受け入れるに当たっての個人情報の取扱 いと障がいの状況把握のための資質向上		子ども・子育て支援課
ш	6	1	9	◇特別支援教育体制 の総合的な推進	保育所、幼稚園から高等学校までの障がいのある幼児児童生徒に対し、個別の教育支援計画に基づく乳幼児期から就労に至るまでの一貫した支援を行います。 〇特別支援教育体制整備推進事業		・全ての学校において、特別支援教育の校内体制整備は整いつつある。 ・各市町村教育委員会において特別支援連携協議会の設置及び相談支援チームが設置され、活用されている。	学校から就労期への支援の引継ぎや関係機関との連携は不十分な状況である。	県	特別支援教育課
ш	6	1	10	◇特別支援学校の進 路開拓	た知識技能の向上を図るため、企業等での現場実習を行います。 また、生徒の就労についての理解及び就労の場を確保するため、職場開拓 や進路開拓推進協議会を開催します。	・外部人材を活用し、作業学習等の助言を受けた。 また、関係機関と連携し、生徒や保護者向けの研修会 を実施した。 ・進路開拓推進協議会、進路指導地域懇談会を開催し た。 ・関係機関との連携の元、実習先や就労先の開拓を 行った。	きた。 - ・	・生徒の障がいの重度・重複化、多様化等により、生徒のニーズに応じた職場開拓や丁寧なジョブマッチングを行うため、企業や関係機関等との連携をより充実させる必要がある。		特別支援教育課
Ш	6	1	11	◇障がい児等保育対 策	障がい児等の受入に積極的に取り組む保育所等に保育士の配置や受入れ体制整備にかかる経費を補助することで、障がい児等の保育の促進を図ります。 〇しまねすくすく子育て支援事業(障がい児等保育対策事業)	17市町村にて事業を実施	障がい児の受入に積極的に取組む市町村を助成した	障がい児数は増加傾向にあるが、施設のニーズに対 応できていない。		子ども・子育て支援課

			L	まねっ子すく [・]	すくプラン(R2~6)における施策概要		現行プラン(R2~6)中の実施状況等		実旅	施主体等
基本理念	基本施策	施策		」を達成するた の主要事業	事業概要 (〇:具体的な事業名)	事業実施状況(具体的に記入)	事業評価(成果等)	現状における課題・問題点等	実施主体	県担当課
ш	6	2	1 ◇子育の充実	育て・生活支援 実	子ども・子育て支援法に基づく支援策と、ひとり親家庭等向けの支援策を組み合わせ、地域のひとり親家庭等それぞれのニーズに応じて、子育て短期支援事業、母子家庭等日常生活支援事業、保育及び放課後児童健全育成事業の利用に際しての配慮等の各種支援を推進していきますす。 〇子育て短期支援事業 〇母子家庭等日常生活支援事業	・疾病等で一時的に家事・育児の支援が必要なひとり 親家庭に、家庭生活支援員を派遣するひとり親家庭等 日常生活支援事業について、島根県母子寡婦福祉連 合会への委託により実施している。	ひとり親家庭等日常生活支援総合事業 R5派遣件数 6件	・島根県ひとり親家庭等実態調査によると、ひとり親家 庭等日常生活支援事業の認知度は、母子家庭で 19.4%、父子家庭で15.1%にとどまり、利用件数も少な いため、利用の増大に向けて事業の周知等の取組を 進める必要がある。	県市町村	青少年家庭課
ш	6	2	2	業支援	○母子家庭等就業・自立支援センターによる支援○母子・父子自立支援プログラム策定事業○就業支援講習会○母子・父子自立支援員による就業相談○母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業	ログラム策定、就業支援講習会等、ひとり親家庭の就業支援を行っている。 ・市町村における自立支援給付金事業や島根県社会福祉協議会との連携による高等職業促進資金貸付事業等、ひとり親の就業に有利な資格取得の支援を行っ	R5策定件数 5件(うち就職者数 4件) 就業相談 R5相談件数 83件 無料職業紹介 R5紹介件数 475件 高等職業訓練促進資金貸付 R5貸付件数 2件 住宅支援資金貸付	・島根県ひとり親家庭等実態調査によると、就業率は母子家庭で94.9%、父子家庭で96.3%に上り、常用雇用者の割合も母子家庭で60.8%、父子家庭で79.0%となっている。・一方、仕事を変えたいと希望する人の割合は母子家庭で28.9%、父子家庭で18.8%となっている。ひとり親家庭の経済的自立を促進するため、より高い賃金を得ることができる仕事に就くのに必要な資格取得等の支援を行うことが重要である。	県市町村	青少年家庭課
ш	6	2	3 ◇就美	業機会の拡充 	雇用の場の創出や様々な主体による就業支援など、社会的な取り組みへの機運を醸成します。 〇ひとり親家庭等の親の雇用に関する事業主への働きかけ 〇公共施設における雇用の促進	・島根県母子寡婦福祉連合会への委託により、ひとり 親の就業機会の拡充に向け、企業や行政機関等に働 きかけを行っている。		・引き続き、企業や行政機関等に対し、ひとり親に対する理解や協力を求めるとともに、求人ニーズの把握を行う必要がある。	県市町村	青少年家庭課
ш	6	2	4 令子6 習支持	どもの生活・学∣ 援	子どもに対し、放課後児童クラブ等の終了後に、基本的な生活習慣の習得支	放課後児童クラブ等の終了後に、基本的な生活習慣の習得支援や学習支援を行う市町村に補助を行っている。 R元から事業開始	R2から実施市町あり R5では学習支援事業を行う2市町に補助を行った。	未実施市町村がある。	県市町村	青少年家庭課
ш	6	2	5 ◇養育 交流 <i>0</i>	育費確保・面会 の支援	テともの自身恐惧や心の女足をは、くもための後骨負権体と面云交流の必要性について周知啓発を図るとともに、関係機関や民間団体との協力により、離婚に関する相談や届出などの機会を捉えて、専門家による無料法律相談の利用を 促すなど、養育費と面会交流の確保に向けた支援を行います。	・島根県母子寡婦福祉連合会への委託により、養育費確保等に関する相談の受付や、弁護士による無料法律相談を行っている。 ・令和4年度には、養育費の取り決めに係る公正証書等の作成に係る費用補助のモデル事業を実施するとともに、市町村において養育費の取り決め等に向けた支援が実施されるよう働きかけを行った。。	R5相談件数 24件 弁護士による無料法律相談 R5相談件数 19件 養育費に係る公正証書作成等支援補助金	・島根県ひとり親家庭等実態調査によると、養育費の 受領率は母子家庭で38.1%、父子家庭で11.1%、親子 交流の実施率は母子家庭で30.6%、父子家庭で36.1% にとどまっている。	県 市町村	青少年家庭課
ш	6	2	6 ◇経済	済的支援の充実	ひとり親家庭等にとって重要な経済的支えとなっている児童扶養手当について広く周知を図ります。 て広く周知を図ります。 また、母子父子寡婦福祉資金の貸付を希望するひとり親家庭等に対し、生活の安定と自立への支援が図られるよう、福祉サービスの一環として母子父子寡婦福祉資金を活用するとともに、貸付後の事情変化を捉えた適切な情報提供など、継続した支援を行います。	・令和3年度から貸付事務の一部移譲が全市町村で完了したことで、市町村における貸付を含めたひとり親家庭の総合的な支援を実現した。		・島根県ひとり親家庭等実態調査によると、現在の困りごととして「経済面」を挙げる方が母子家庭・父子家庭ともに最も多かった。 ・母子父子寡婦福祉資金の貸付件数は、日本学生支援機構の修学支援新制度の開始等の影響により減少しているが、貸付件数は414件と引き続き根強いニーズがある。一方、制度の認知度は母子家庭で55.7%、父子家庭で32.7%にとどまっている。 ・貸付金の償還率は現年度で90.6%、過年度で6.9%となっている。償還率の向上はひとり親家庭の経済的自立の指標となるだけでなく、貸付制度の安定的な運営のためにも大きな課題である。	県 市町村	青少年家庭課

				しまねっ子すく	すくプラン(R2~6)における施策概要		現行プラン(R2~6)中の実施状況等		実加	拖主体等
基本理念	基本施策	施策	主要 事業 No.	目的を達成するための主要事業	事業概要 (〇:具体的な事業名)	事業実施状況(具体的に記入)	事業評価(成果等)	現状における課題・問題点等	実施 主体	県担当課
ш	6	2	7	◇ひとり親家庭等への相談支援体制の充実(再掲)	ひとり親家庭等は、親族等の援を十分に受けられず地域社会の中で孤立しているケースが多く、家庭の状況や抱えている課題を把握・整理し、個々のニーズに応じた支援メニューを適切に組み合わせて総合的な相談・支援を行うことが必要です。そのため、個々のひとり親家庭等のニーズに対応した子育て・生活支援や、就業自立支援制度に繋げられるよう、ひとり親家庭に対する支援制度について分かりやすい方法で周知を行い、各種支援の利用を促すなど適切に相談に対応するとともに、情報提供の充実に努めます。併せて、相談関係職員に対する研修会の開催等により、母子・父子自立支援員等の人材育成と専門性の向上を推進します。 〇母子・父子自立支援員による総合的な相談 〇島根県母子・父子福祉センターによる各種相談事業 〇母子・父子自立支援員等に対する研修会の実施 〇インターネットメディア等の各種広報手段の活用による情報提供の充実	・県は、島根県母子寡婦福祉連合会への委託により母子・父子福祉センターを設置し、ひとり親家庭を対象に総合的な相談・支援を行うとともに、市町村が配置している母子・父子自立支援員の資質向上を目的に、母子・父子自立支援員研修を実施している。・令和3年度から、相談につながることが困難な方向けに、民間団体との連携の下、つながりサポート相談会を開催している。・ひとり親家庭を対象とした支援事業を盛り込んだリーフレットを作成し配布するとともに、支援事業を紹介するメールマガジンを発行している。	R5相談指導件数4,299件	・困難を抱え孤立する可能性のあるひとり親家庭について、個々の家庭に寄り添った相談支援を実施することが重要である。 ・島根県ひとり親家庭等実態調査によると、支援情報の入手手段がわからないとの回答が母子家庭で20.7%、父子家庭で30.4%にのぼったため、様々な広報手段を活用して支援情報を提供することが必要である。		青少年家庭 課
Ш	6	2	8	◇母子生活支援施設·児童相談所との 連携(再掲)	相談対応の中で、養育に不安を抱える母子や、見守り・援助が必要な母子、経済的に困窮する母子に対しては、児童相談所や母子生活支援施設と情報を共有し、連携して支援を行います。 支援にあたっては、母子を一体的に保護・支援できる母子生活支援施設の活用も視野にいれた取り組みを行います。 〇母子・父子自立支援員による総合的な相談 〇関係機関との連携及び利用 〇母子生活支援施設の活用		・市町村担当職員は、関係機関と連携を図り、母子世帯の自立へとつなげた。	・相談に関わる機関や職員が、母子生活支援施設の役割などの理解をさらに深めていく必要がある。	県市町村	青少年家庭課

				しまねっ子すく	すくプラン(R2~6)における施策概要		現行プラン(R2~6)中の実施状況等		実施	拖主体等
基本理念	基本施策	施策	主要 事業 No.	目的を達成するための主要事業	事業概要 (〇:具体的な事業名)	事業実施状況(具体的に記入)	事業評価(成果等)	現状における課題・問題点等	実施主体	県担当課
IV	7	1	1		結婚・子育て等に関する必要な情報が得られるよう、結婚・妊娠・出産・子育て支援に関する情報をポータルサイトに掲載し、利用者目線でわかりやすく一元的に発信します。また、SNS(Instagram、Facebook)による子育て関連のイベント情報などを随時発信し、情報提供の充実を図ります。 〇総合ポータルサイト等による情報発信	・結婚・妊娠・出産・子育ての各ライフステージ別の情報を整理し、一元的に発信する「しまね結婚・妊娠・出産・子育て支援総合ポータルサイト てごしてしまね」を令和元~2年度に構築し、令和3年3月に公開した。・こっころ協賛店の登録情報などメールマガジンやLINEなどで新着情報として発信し、リアルタイムで情報発信するよう努めた。	・結婚・子育て等に関する必要な情報が閲覧しやすいよう一元的に発信することで、利用者にとってわかりやすくなった。 ・こっころ協賛店・赤ちゃんほっとルームについて、令和3年度からころアプリ内から検索できるようにした。	・情報がリアルタイムで更新されていないところもあり、 さらに県民目線で必要な情報が適宜入手できるよう、 情報の量・質等を充実させる必要がある。 ・こっころ協賛店舗数が目標値に対して増えていない。	県	子ども・子育て支援課
IV	7	1	2	掲) * 旧プラン事業名 は、助産師が行う「生 の楽習講座」、若年層	次世代を担う子どもたちを対象に、生命の尊さや家庭の意義などについて理解を深め、妊娠や出産に関する医学的知識に加え、キャリア形成やワークライフバランスなど、10年後、20年後の自らの将来について考える機会を提供するため、助産師や専門講師による講座を開催します。	おり、令和5年度は4回の開催にとどまった。一方、将来の結婚や子育てに必要となる資金や公的支援を学ぶための社会人向けセミナーを令和5年度から開始し、年間7回開催した。 保育園等の園児と保護者を対象とした「こっころバース	る。 ライフプラン設計講座は、高校のカリキュラム編成の都 合上、講座開催のための時間が確保できず、開催回数 が年々減少している。社会人向けセミナーでは、毎回3 0名程度の参加があり、経済面での漠然とした不安の	結婚や子育でも含めた自分のライフデザインを考える きっかけとなることから、開催回数の確保に向けて県教 委等との協議が必要。	県	子ども・子育て支援課
IV	7	2	1	* 旧プラン事業名は、出会いの場の創出、情報提供」、しま ね縁結び市町村交付	結婚を望む県民だれもが、結婚支援サービスを気軽に活用できるよう、全市町村において相談・支援体制を確保し、これまで県やしまね縁結びサポートセンターが取り組んできた結婚支援サービスの全県展開を目指します。 〇市町村結婚支援員・結婚支援相談員の配置 〇市町村相談窓口の設置(はぴこ、しまコ) 〇市町村による婚活イベント・セミナー等の開催支援	〇市町村結婚支援相談員 4市町 〇市町村結婚支援強化交付金 11市町	〇市町村交付金 市町村が実施又は補助するイベントの広域化を支援するため、令和6年度からイベントの広域化メニューを拡充した。 〇スキルアップセミナー 異動等により担当者が変わる実情を踏まえ、令和5年度から市町村担当者向けのセミナーを開催し、行政が行う結婚支援の考え方を学んだ。	市町村により取組の温度差があるため、市町村間の取 組事例展開や悩みなどを共有できる場が必要。	県	子ども・子育て支援課
IV	7	2		* 旧プラン事業名は、結婚に関する相談、紹介(マッチング)支援		[令和5年度実績] 〇広域イベント(県) 4回 〇センター(はぴこ・しまコ)成婚数 54組	〇広域イベント 知り合いに会いたくない等の理由でイベント参加を躊躇する独身者(特に女性)が多かったため、令和5年度から県主催で広域的なイベントを開催し、女性でも参加しやすい環境を整えた。 〇センター(はぴこ・しまコ)令和2年度~令和5年度までの累計で、280組の成婚実績となり、令和3年度は過去最高の82組となった。また、はぴこによる成婚人数が、令和5年度に累計で1,000人を超えた。〇しまコ会員数令和3年度からの入会登録料の減額キャンペーンにより、会員数が527人(R2年度末)から749人(R5年度末)よで増加し、男女比率も4:1(R2年度末)から3:1(令和5年度末)まで改善された。 〇しまね縁結びサポート企業令和5年度から企業訪問(委託)を開始し、独身従業員の結婚意識調査を始めた。	〇しまコ 減額キャンペーンの効果により会員数の増加が図られ たが、増加傾向が鈍化している。 〇しまね縁結びサポート企業 登録後の企業フォローアップが十分ではない。	県 縁結ポポン ター	子ども・子育て支援課

				しまねっ子すく	すくプラン(R2~6)における施策概要		現行プラン(R2~6)中の実施状況等		実施	主体等
基定理	本 基本 施策	施策	主要 事業 No.	目的を達成するための主要事業	事業概要 (〇:具体的な事業名)	事業実施状況(具体的に記入)	事業評価(成果等)	現状における課題・問題点等	実施 主体	県担当課
IV	8	1	1	◇妊娠・出産等の正	若い男女が早い時期から妊娠・出産について知識が得られ、妊娠・出産する時期を失わずに、個々のライフプランに役立てられるよう妊娠・出産等について適切な時期に正確な情報の提供を行います。また、不妊の原因は男女双方にあることから、男性・女性双方を対象とした多様な情報提供を図るとともに必要に応じて相談や医療に繋げます。 ○男性不妊検査費助成事業	ダイヤルを設置し、思春期特有の悩みに関する相談を 行った。 ・相談件数 令和2年度150件、令和3年度93件、令和4年度113件、 令和5年度82件 ・男性の早期からの不妊治療参加を促進するため、平 成28年度に男性不妊検査費助成制度を創設。男性不 妊の検査を受けた夫婦に検査費用の5割(上限2万円)	特有の悩みに関して、助産師が相談対応することで、 思春期の男女と親の不安軽減が図られた。 ・男性不妊検査費助成制度により、男性の早期からの 不妊治療参加が図られた。	・助成回数が一組の夫婦につき1回限りであり、第1子目を望む夫婦の初回検査のみ助成するという状況であるが、第2子以降を望む夫婦の負担を軽減するため、令和6年度から1子ごと1回の検査費助成措置を行う。		健康推進課
IV	. 8	1	2	◇不妊専門相談事業 の実施	不好等に相談でプターを保立中央病院内に設直し、等に医・助産師による電話・面接相談やメールによる質問対応を行うことにより悩みの解消・自己決定の支援を行います。 また、不妊治療に対する正しい理解を普及するための啓発を行います。	実施(月曜~金曜(祝日除く)の15時~17時)	療や、不妊治療を実施している医療機関の情報に関して、専門に医師等が相談対応することで、不妊に悩む夫婦の不安軽減が図られた。 ・・令和4年度からは不妊専門相談のほか、出生前検査に関する専門相談や妊娠・出産に関する健康相談、女	I.B.		健康推進課
IV	. 8	1	3	◇特定不妊治療費の	国の制度の基づき、体外受精及び顕微授精の治療を受けている戸籍上の夫婦に対し、1年度あたり治療1回につき15万円(治療によっては7万5千円)を上限として最大6回まで助成し、経済的負担の軽減を図ります。また、不妊に悩む夫婦への支援の拡充するため、上記制度を拡充します。 〇特定不妊治療費助成事業	・平成17年度:事業を開始。 ・平成27年度:初回治療分の助成額の増額や男性不 好治療についても助成対象となった。 ・平成28年度:初回治療開始時の妻の年齢が40歳以 上の場合は、助成上限回数が3回となった。 ・制度周知のためリーフレットを作成、不妊治療を行う 医療機関や市町村へ配布し、制度周知を行った。 ・助成件数 令和2年度591件、令和3年度904件、令和4年度266件 (松江市中核市移行に伴い、松江市在住者分の件数を含まない。令和4年度から保険適用となったため終了)		・先進医療等は医療保険適用外であり、妊娠を望む夫婦にとっての経済的負担が大きいため、令和4年度から、先進医療費助成による負担軽減措置を別途行う。		健康推進課
IV	. 8	2	1	◇周産期医療の充実	安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを進めるために、周産期において必要な高度専門的医療が迅速かつ効果的に提供できる周産期医療提供体制の確保を図ります。 ○周産期医療協議会の実施 ○周産期医療ネットワーク構築事業		充実に向けた調整を行った ・要支援妊産婦の現状及び対応する事業の推進にむけ、協議会などにおいて情報提供・検討を実施した。	・周産期医療提供体制の円滑な運用のため、分娩取扱 医療機関との調整が必要な場合があるが、産婦人科 医師、小児科医師などの不足や偏在により、年々、調 整が難しくなってきている。		健康推進課
IV	8	2	2	◇ 産 前・産 後 の サ ポート体制の充実	妊娠期や産後の家事・育児支援や母親の心の健康支援など、妊産婦の産前・産後のケアの充実を図ります。 〇しまね産前・産後安心サポート事業	・市町村の産前・産後訪問サポート事業や産後のケア 事業に対し補助金を交付し支援を行った。 産前・産後訪問サポート事業実施市町村数:令和2年 度6市町村,令和3年度8市町村,令和4年度11市町村, 令和5年度13市町村 産後のケア事業実施市町村数:令和2年度15市町村, 令和3年度~5年度16市町村 ・訪問サポート事業を行うサポーター養成研修を県にて 行い、令和2年度~4年度で102名受講した。	・取り組みの進んでいない市町村に対しヒヤリングを行い、事業実施に向けて働きかけを行った。事業を行う市町村数は増加傾向にある。	・事業への取り組みにおいて市町村により温度差がある。 ・訪問サポート事業・産後ケア事業とも、委託先や担う 人材の不足から事業が実施困難な市町村がある。	町村	健康推進課

				しまねっ子すく	すくプラン(R2~6)における施策概要		現行プラン(R2~6)中の実施状況等		実施	施主体等
基本理念	基本施策	施策	主要 事業 No.	目的を達成するための主要事業	事業概要 (〇:具体的な事業名)	事業実施状況(具体的に記入)	事業評価(成果等)	現状における課題・問題点等	実施主体	県担当課
IV	8	2	3	 * 旧プラン事業名 は、小児慢性特定疾 患への支援、医療的	長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、小児慢性特定疾病児や医療的ケア必要児及びその家族からの相談に応じ、必要な情報提供や助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を行います。また、在宅支援に関する検討会や協議会を開催し、地域における支援提供体制の整備を行います。	体制の元美に向けて検討した。 ・各保健所において、退院前から在宅生活への移行に	各保健所における支援件数は増加傾向にあり、関係機 関との連携+図られつつある	で、関係者の役割の明確化や関係機関間で情報共有	県	健康推進課
IV	8	2	4	の推進	たばこ対策の4本柱である「未成年者の喫煙防止」「受動喫煙防止」「禁煙サポート」「普及啓発」を継続しながら、改正健康増進法における受動喫煙防止対策の強化に取り組み、更に「たばこ対策」の推進を図ります。 ○たばこ対策推進事業	・禁煙や受動喫煙防止のための啓発媒体の作成、配布 ・世界禁煙デー及び禁煙週間を中心とした各圏域での 啓発活動の実施 ・禁煙治療実施医療機関や無料で禁煙相談ができる 「禁煙支援薬局」に関する情報提供(HP、新聞等) ・島根県たばこ対策推進会議を開催(年1回)し、関係 機関とたばこ対策の取組について評価・検討を行っ た。(R5.3:第5次島根県たばこ対策指針策定)	・世界禁煙デーや禁煙週間など、機会をとらえ、各圏域で啓発活動を実施した。 ・両親の妊娠中・子育て期間中の喫煙率が減少した。	:・両親の妊娠中・子育て期間中の喫煙率は減少傾向にあるものの、目標(父:20%、母:0%)は達成できていない。	景	健康推進課
IV	8	3	1	◇小児医療提供体制 の充実 * 旧プラン事業名	小児科医の確保を進めるとともに、小児科医や内科医等を対象とした小児救急医療に関する研修等を実施することにより、小児医療提供体制の充実と質の向上を図ります。 ○医学生向け奨学金等貸与事業 ○小児救急地域医師研修事業			・小児科医師は、65歳以上の割合が年々増えてきており、開業医をはじめとした高齢化が危惧されている。 小児救急研修等を実施する地域が限定されて実施されていること		医療政策課
IV	8	3	2	談の実施 * 旧プラン事業名	小児医療に関する電話相談サービスを提供し、休日夜間等における小児初期救急患者の中核病院等への過度な集中を緩和するとともに、子どもの健康面で育児に不安を抱える保護者をサポートします。 〇子ども医療電話相談(#8000)事業	・休日・夜間にこどもが急病で困ったとき、病院に行くべきか迷ったときなど、電話相談サービス(#8000)を実施 (平日19:00~翌朝9:00、土日祝日9:00~翌朝9:00)・相談件数 R5:7,513件	・保護者等の不安軽減等と医療機関への受診の集中緩和に一定の役割を果たした。	引き続き広報の充実や市町村・医療機関と連携した啓 発が必要である。	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	医療政策課
IV	8	3	3	への支援	児童の健全育成を阻害する小児慢性特定疾病に係る治療費の一部を助成することにより患者家族の医療費の負担軽減を図るとともに、相談支援など小児慢性特定疾病児童に対する支援を実施します。 〇小児慢性特定疾病医療費助成事業 〇長期療養児生活支援事業		患者家族の医療費の負担軽減が図られた。	対象となる児童が確実に助成を受けることができるよう医療機関等への制度周知が必要である。	県	健康推進課
IV	8	4	1	◇食育に関する情報 提供	○□はお会会性起発信車業	佐わ野売珥取を宝建するための」 シピの妻家や 合生	ができた。)	いった日煙の達成にけいたっておらず 蛙に芋い世代	県	健康推進課
IV	8	4	2	○艮目に関する入州 育成とネットワークづ くりの推進		食育の推進に関する情報の共有化と相互の連携強化を図った。 ・令和4年度には、第三次計画の評価と第四次計画の 策定を行った。	につながった。 ・第三次計画の評価にあたっては、関係機関・団体の 取組推進の成果等も確認しながら、目標の達成状況の 評価を行い、今後重点として取り組むべき課題(目標)	: 活動や課題等を共有する場を持ちながら、関係機関・ 団体との連携の強化を図ることが必要。 ・	県	健康推進課

				しまねっ子すく	すくプラン(R2~6)における施策概要		現行プラン(R2~6)中の実施状況等		実施	直主体等
基本理念	基本施策	施策	主要 事業 No.	目的を達成するための主要事業	事業概要 (〇:具体的な事業名)	事業実施状況(具体的に記入)	事業評価(成果等)	現状における課題・問題点等	実施主体	県担当課
IV	8	4	3	◇食育に関する体験 活動の促進		パーマーケットと連携して、健康な食(バランスの良い 食事や減塩)について、体験型の啓発を実施した。ま	食、野菜摂取量の見える化等)も、感染対策を行うなど、工夫しながら継続することができた。	・食育体験の機会は増えてきているが、その場に参加されない関心の薄い人、また関心はあっても参加が難しい人へも情報が届く仕組みづくりや、自然と健康になれる環境づくりが必要。 ・集まってもらうのではなく、どのような場に出かけて啓発すれば、アプローチできるのか等、協議会で検討し、具体的な取組につなげることが必要。	·	健康推進課
IV	8	4	4	○子校における良育の推進* 旧プラン事業名は、食育の推進IV-7-②	等、関係部局・機関等と連携し、栄養教諭を中心とした食育を推進します。 〇食育推進に向けた学校訪問や栄養教諭研修 〇「しまね・ふるさと給食月間」における地場産物を活用した給食の実施	た。 〇和食普及推進事業をとおして、希望した園・学校へ専門家を派遣 〇食の学習ノートを活用した栄養バランスのとれた食事の授業の実施や和食メニューの普及	いて学習することができた。 〇「しまね・ふるさと給食月間」6月、11月が定着し、地場産物を活用した給食メニューの幅が広がった。 〇学校給食に和食メニューを取り入れる意識が高まった。 〇栄養教諭を中核とし、モデル地域において大学と連携した食育の実践プログラムを構築した。また、家庭、地域と連携した食育の取組が意識されるようになった。	配直校か多剱める。また、高寺子校には、宋養教訓が 配置されないため、高等学校における食育をどう進め		保健体育課
IV	9	1	1	◇仕事と子育ての両 立支援 * 旧プラン事業名 は、仕事と家庭の両 立支援	労働者が安心して働くことができるようにするため、事業主、労働者及び県民に対し、育児・介護休業法等の関係法制度等を普及啓発するとともに、従業員の子育てに配慮する企業を認定・顕彰するなど、社会的気運の醸成、高揚を図ります。 子育てや介護をしながら安心して働き続けられる環境づくりを進めるため、事業者向けの支援を充実します。 〇しまね子育て応援企業認定制度 〇企業等と連携した仕事と子育ての両立支援の推進 〇中小・小規模事業者等出産後職場復帰促進事業 〇子育てやすい職場づくり促進事業	企業を「しまね子育で応援企業(こっころカンパニー)」 として認定した。 ・従業員の仕事と家庭の両立のための職場の風土づく	・こっころカンパニー認定企業数 令和5年度末:466社(目標:470社) ・企業内子育て支援セミナー実施企業数 令和4年度 5社、令和5年度 11社 ・出産後職場復帰奨励金の新規申請件数 (労働者30人未満の事業所) 令和5年度:111件(目標:250件) ・子育てしやす職場づくり奨励金の申請件数	従業員の育児休業取得や復職支援に積極的であったり、柔軟な働き方を導入する企業が増加するなど仕事と子育てを両立しながら働き続けることができる環境づ県くりに向けて効果が上がっているものの、全体としてはまだ十分に取り組まれていない状況がある。		女性活躍推 進課
IV	9	1	2	◇離転職者等の就労 支援の実施	結婚・出産・育児等で離職した長期離職者に対して相談、情報提供及び職場体験などによる再就職支援を行います。 〇女性就労ワンストップ支援体制整備事業	・従業員の仕事と生活の両立支援に積極的に取り組む 企業を「しまね子育て応援企業(こっころカンパニー)」 として認定した。 ・従業員の仕事と家庭の両立のための職場の風土づく りを促すため「企業な子育て支援セミナー」を実施した。 ・男性の育児休業取得促進のため、セミナーの開催や 職場研修用動画の制作を行った。 ・出産や子育てによる離職を防ぎ継続雇用を促すため 「出産後職場復帰奨励金」により支援した。 ・子育てしやすい柔軟な働き方ができる職場環境づくり を「子育てしやすい職場づくり奨励金」により支援した。	・こっころカンパニー認定企業数 令和5年度末:466社(目標:470社) ・企業内子育て支援セミナー実施企業数 令和4年度 5社、令和5年度 11社 ・出産後職場復帰奨励金の新規申請件数 (労働者30人未満の事業所) 令和5年度:111件(目標:250件) ・子育てしやす職場づくり奨励金の申請件数	従業員の育児休業取得や復職支援に積極的であったり、柔軟な働き方を導入する企業が増加するなど仕事と子育てを両立しながら働き続けることができる環境づくりに向けて効果が上がっているものの、全体としてはまだ十分に取り組まれていない状況がある。		女性活躍推進課
IV	9	1	3	◇生活支援資金(教育支援、育児・介護休業者支援)の制度融資(再掲)		直近の令和5年度実績は、貸付件数162件、うち新規貸付件数23件。貸付残高は172,319千円。貸付件数は少子化等により減少傾向にあるが、景気等の影響による増減が予想される。	R3 8件(7.690千円)	・民間金融機関との金利差が縮小傾向にあり、支援資金の金利面での優位性が低下している。 ・近年の大学等奨学金制度の拡充により、奨学金利用者の増加が影響している。	;間	雇用政策課

				しまねっ子すく	すくプラン(R2~6)における施策概要		現行プラン(R2~6)中の実施状況等		実施	色主体等
基本理論	基本 施策	施策	主要 事業 No.	目的を達成するための主要事業	事業概要 (〇:具体的な事業名)	事業実施状況(具体的に記入)	事業評価(成果等)	現状における課題・問題点等	実施主体	県担当課
IV	9	2	1 角	◇男女共同参画の理 解の促進	固定的性別役割分担意識の解消のため、地域で活動する男女共同参画サポーターの計画的な育成、地域の課題に即した研修や若者を対象とした研修を引き続き実施します。 男性の家事・育児・介護等への参加を促進するため、男性に対する意識啓発やセミナー等を充実します。 〇地域における男女共同参画推進啓発事業 〇イクメン推進事業 〇男性のための介護ミニ講座	画に関する各種セミナー等を開催し、理解促進を図った。特に、若い世代の理解を広げるために、大学や高等専門学校等と連携して研修会を開催した。・男女共同参画サポーター及び市町村担当者への研修を開催し、地域における男女共同参画に係る人材の育成や連携の強化に努めた。・家庭内における家事分担や、男性の家事育児参加促進を図るために、両親(父親)セミナーを実施した。	(日標:80%) ・6歳未満の子どもを持つ世帯の男性の家事・育児・介護時間 平成28年 69分 令和3年 133分 ・各地域の課題に即した県民向けの研修や男女共同参画サポーターの育成により、地域における男女共同参画の機運醸成が進んだ。特に、大学や専修学校でセミナーを行うことにより、若年層における意識は大きく改善された。	高齢層を中心とした一部の人たちには依然として固定的性別役割分担意識が残っている。また、育児家庭の夫の家事・育児時間は増加しているが、妻と比較すると3分の1であり、男性の家事・育児への参加促進や家庭内での家事分担の推進に向けた取組が必要である。	₽.	女性活躍 推進課 高齢者 福祉課
IV	9	2	2 4	子育て等や仕事に取 J◇組むことができる 環境づくり	職場において、従業員が子育て等をしながら働き続けるため、経営者のネットワークづくりや、セミナーの開催などにより、経営者・管理職の意識改革及び行動改革を促進するとともに、職場環境の整備に積極的に取り組む事業者	躍のための働きやすい環境整備支援事業費補助金」	・女性活躍のための働きやすい環境整備支援事業費 補助金実施件数 令和5年度:25社 ・しまね女性の活躍応援企業登録数 令和5年度:380社(目標:460社) ・イクボスセミナー実施状況 令和5年度 意識編 1回、行動編 2回、企業視察 2回	女性の活躍や働き続けやすい職場環境づくりに取り組み、イクボスネットワークへの加入企業も増加しているが、全体としてはまだ十分に取り組まれていない状況がある。	n n	女性活躍推 進課
IV	9	2		〉雇用環境改善の普 及啓発	労働者が安心して働くことができるようにするため、事業主、労働者及び県民に対し、労働基準法等の関係法制度等を普及啓発するとともに、働きやすい職場づくりに取り組む事業者の支援をします。 〇しまねいきいき職場づくり推進事業	に取り組む「人づくり」や「就労環境改善」を支援	補助金支給実績 R2 9件 R3 25件 R4 50件 R5 38件	働き方改革への取組は徐々に進んでいるものの、人的、財務的な余裕のない中小企業等では取組が進んでいない企業もある。人材不足の情勢下、雇用環境改善に関する企業側のニーズは高まっており、着実に支援していく必要がある。		雇用政策課
IV	10	1	1 5	〉ひとにやさしいまち づくりの推進	誰もが安心して出かけられるまちを目指すことを宣言した「ひとにやさしいまちづくり条例」(平成12年4月施行)に基づき、思いやり駐車場制度などの普及・啓発を行い、安心して利用できるまちづくりの推進に取り組みます。 〇ひとにやさしいまちづくり推進事業	思いやり駐車場制度に賛同する施設管理者と協定を 締結し、利用証を随時発行。 広報等により、思いやり駐車場の適正利用について、 啓発を図った。	0.402枚(全和元年6日~全和6年5日主発行数)	協定施設の増加		障がい福祉課
IV	10	1	2 安現	〉乳幼児連れ家族が 安心して外出できる 環境の整備	外出時におむつ替えや授乳などができる設備を有する施設の情報提供等を 行うことにより、乳幼児を連れた家族が安心して外出することができる環境を 整備します。	・制度の周知を図るため、令和5年度にバス広告(車内		・ 子育て家庭へ情報が行き届くよう工夫が必要。		子ども・子育て支援課
IV	10	1	3 0	◇安全で快適な住宅 D供給	又族を実施します。 また、子育て世帯が安心して暮らせる住まいを確保するため、子育でに資す る住宅改修・増築を支援します。	ルシ南 にせべも おせんし Rケッキの低いたウに		県営住宅の建替については、既存団地に余剰地がない場合は、非現地で用地を確保する必要があるが、適切な敷地の確保に苦慮することが多い。 定住推進住宅については、民間事業者が建設主体の場合などで、事業者の都合で急遽中止となるケース 明も発生しており、市町村の積極的な関与が必要である。		建築住宅課

				しまねっ子すく	すくプラン(R2~6)における施策概要		現行プラン(R2~6)中の実施状況等		実施	主体等
基本理念	基本施策	施策	主要 事業 No.	目的を達成するための主要事業	事業概要 (〇:具体的な事業名)	事業実施状況(具体的に記入)	事業評価(成果等)	現状における課題・問題点等	実施主体	県担当課
IV	10	1	4	◇都市公園の整備	都市公園において、誰もが安全で安心して利用できる環境を整備するため、 子育て世帯、高齢者、障がい者等、誰でも利用可能なトイレの整備等を行い、公園施設のバリアフリー化を推進します。 〇長寿命化推進事業	既存トイレのパリアフリー化を進めているが、条例公園等を都市公園に編入することにより母数が増加しているため率としては変わらない状況である。		引き続き、誰もが安全で安心して利用できる環境整備 のため、バリアフリー化に取り組む必要がある。	県市町村	都市計画課
IV	10	2	1	善	登下校防犯プランを踏まえ、子どもが安全に通学し、学び、遊び、健やかに成長できるよう、教育委員会、学校、地域住民、自治会等と連携し、見守り活動やパトロールの実施、防犯カメラの設置など、防犯環境の整備改善を推進します。また、しまねの未来を担うたくましい子どもの成長を支えるこれらの活動を通じて、地域住民の「犯罪のない安全で安心なまちづくり」に対する意識高揚を図ります。 〇街頭防犯カメラ整備事業	メラの設置を働きかけた。 ・R2~R4に、県防犯連合会がJA共済連島根県本部から街頭防犯カメラの寄贈を受け、設置した。 ・登下校防犯プランの一環として、ながら見守り活動を推進した。 ・各地域の防犯ボランティア団体や青色防犯パトロー	カメラの寄贈(310台)を受け設置したほか、その他企業からの協力により防犯カメラを設置した。 ・各種広報媒体を利用し、ながら見守り活動の推進、浸透を図った。	する方が高齢化しており、世代交代や若い世代の参加 が課題となっている。	県	生活安全企画課
īV	10	2	2	◇地域住民が行う自	子どもを犯罪等の被害から守るため、登下校防犯プランを踏まえ、住民の自主防犯活動を促進するための情報提供や、関係機関・団体等との情報交換を実施するほか、防犯ボランティア等と連携したパトロール活動や、防犯診断を推進します。また、事業者による「子ども・女性みまもり運動」の活性化を図るなど、現役世代に対する防犯ボランティアへの積極的な参加を促進します。加えて、自転車窃盗事件の被害者の過半数が子どもであることから、子ども世代の自転車の鍵掛け意識高揚を図り、施錠率を向上し、被害時の無施錠率を低減することにより、県民全体の鍵掛け意識を高めます。 〇安全情報発信活性化事業 ○広報啓発活動活性化事業	る自主防犯活動を促進するため、みこぴ一安全メールやしまね安全安心ネットメール等で情報提供を行った。 ・地域防犯ボランティア交流会を開催し、県民の防犯を ・地域防犯ボランティア交流会を開催し、県民の防犯を	り活動等の実施を支援・活性化に繋がった。 ・構成員の高齢化等により団体数や構成員の数が劇 、的に増加しなかったものの、現状の体制で最大限、子 ども等に対するみまもり活動を実施した。 ・各種対応訓練、各種防犯教室の開催の結果、犯罪の 未然防止に向けた知識・技能が向上した。 ・「子ども・女性みまもり運動」参加事業者登録数は、 1574カ所に増加し、みまもり体制の充実に繋がった。 ・鍵掛け意識の啓発等を行った結果、子ども被害の自 転車盗被害が7割を切った。	・メール等の登録者が少ないので、登録者の拡大を図る必要がある。 ・構成員が高齢化しているので、みまもり事業所の登録拡大等、現役世代等のボランティアを育成する必要がある。 ・鍵掛け意識が未だ浸透していないので、引き続き鍵掛けに関する啓発を実施する必要がある。	県	生活安全企 画課 環境生活総 務課
IV	10	2	3	における交通安全対 策の推進 * 旧プラン事業名	子どもの交通安全を確保するため、標識・標示などの交通安全施設の設置 及び維持管理を推進し、安全安心な交通環境の整備を行います。 〇標識・標示等交通安全施設の整備 〇信号灯器のLED化 〇最高速度30キロメートル毎時の区域規制等の実施	る自主防犯活動を促進するため、みこぴ一安全メールやしまね安全安心ネットメール等で情報提供を行った。 ・地域防犯ボランティア交流会を開催し、県民の防犯意識の高揚や防犯ボランティア団体間の情報交換等を実施した。 ・子ども対象の凶悪な事件が全国的に発生したことが	り活動等の実施を支援・活性化に繋がった。 ・構成員の高齢化等により団体数や構成員の数が劇 、的に増加しなかったものの、現状の体制で最大限、子 ども等に対するみまもり活動を実施した。 ・各種対応訓練、各種防犯教室の開催の結果、犯罪の 未然防止に向けた知識・技能が向上した。 ・「子ども・女性みまもり運動」参加事業者登録数は、 1574カ所に増加し、みまもり体制の充実に繋がった。 ・鍵掛け意識の啓発等を行った結果、子ども被害の自 転車盗被害が7割を切った。	・メール等の登録者が少ないので、登録者の拡大を図る必要がある。 ・構成員が高齢化しているので、みまもり事業所の登録拡大等、現役世代等のボランティアを育成する必要がある。 ・鍵掛け意識が未だ浸透していないので、引き続き鍵掛けに関する啓発を実施する必要がある。	· ·	生活安全企 画環境生活総 務課

	しまねっ子すくすくプラン(R2~6)における施策概要					現行プラン(R2~6)中の実施状況等			実施主体等	
基本理念	基本	施策	主要 事業 No.	目的を達成するための主要事業	事業概要 (〇:具体的な事業名)	事業実施状況(具体的に記入)	事業評価(成果等)	現状における課題・問題点等	実施 主体	県担当課
IV	10	2	3	における交通安全対 策の推進 * 旧プラン事業名	子どもの交通安全を確保するため、標識・標示などの交通安全施設の設置及び維持管理を推進し、安全安心な交通環境の整備を行います。 〇標識・標示等交通安全施設の整備 〇信号灯器のLED化 〇最高速度30キロメートル毎時の区域規制等の実施	≪参考≫ ●H27~R元計画の事業名:IV-10-②「通学路・公園等における安全対策の推進」 道路管理者と連携してきめ細やかな通学路点検を実施し、交通危険箇所の把握に努めた。 老朽化等により視認性が低下した信号灯器を中心としてLED化を推進した。 最高速度30キロメートル毎時の区域規制については、地域住民の同意を得た上で、道路管理者と連携したゾーン対策「ゾーン30」を推進した。	選字路における交通女主施設の登偏を効果的に美施し、安全性を向上させた。 きめ細やかな通学路点検を実施し、交通危険箇所を 把握し、必要に応じて交通安全施設を整備した。 信号灯器のLED化により視路性を向上させた。	道路の新設、延伸、改良、市街地の拡大等に伴う交通 環境の変化を早期に把握し、事業計画へ反映させることや、既に整備した交通安全施設の老朽化に伴う更新 整備が必要。	ie.	交通規制課
IV	10	2	4	◇女宝な歩行・定行 のための道路整備	県が管理する道路において、子ども、親子づれ等が安全・安心して通行できるように、歩道、自転車歩行者道、歩車共存道路等の整備、既設歩道や交差点部における防護柵設置等の交通安全対策を行います。 〇交通安全対策の推進 〇道路網の整備と維持管理	通学路や歩行者、自転車交通の安全を確保するため 歩道、歩車共存道路等の整備を実施。 パリアフリーのための歩道の段差解消等の整備を実 施。	歩道等の整備により歩行者、自転車等の安全を確保 することができた	道路の新設等完了まで長期にわたる事業もあるため、 暫定的な対策の実施、また、部分供用等により早期効 果発現に務める。	県	道路維持課道路建設課
IV	10	2	5	◇交通安全教育の推 進	子どもの交通安全を確保するため、子ども・保護者等を対象とした交通安全教育指針に基づく参加・体験・実践型の交通安全教室等を実施します。特に、チャイルドシートの正しい使用やシートベルトの正しい着用、道路横断時における左右の安全確認や飛び出しの禁止、自転車安全利用五則(「①自転車は車道が原則、歩道は例外」、②「車道は左側を通行」、③「歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行」、④「安全ルールを守る」、⑤「子どもはヘルメットを着用」)の周知徹底による安全自転車利用促進等について指導・啓発活動を行います。	じて、自転車利用者はもちろん自動車運転者、家庭、 学校、地域など各推進主体毎に実施すべき内容を定 め、それぞれの立場に応じて、子供の交通安全確保を	比較した結果、交通事故における子供の死傷者数及 び子供の自転車関連事故の件数はいずれも減少、 チャイルドシード着用率についても向上しており、一定	中学・高校生に対する自転車指導警告状況は、計画前(R1)と計画期間中(R2~R6)の各年を比較すると、令和4年以降急増しており、令和6年も5月末現在で前年同期比2.5倍以上となっている。違反内容を見ると、通行区分、一時不停止、無灯火、並進、携帯(注視)が計画前より特に増加している。チャイルドシート使用率も向上はしているが、いまだ、15%近くが不使用である。		交通企画課交通対策課